

---

平成25年 第2回(定例)南部町議会会議録(第2日)

平成25年3月6日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

平成25年3月6日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第26号 平成25年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第27号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第28号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第29号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第7 議案第30号 平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第8 議案第31号 平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第9 議案第32号 平成25年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第10 議案第33号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第34号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第35号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第36号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第14 議案第37号 平成25年度南部町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第38号 平成25年度南部町病院事業会計予算
- 日程第16 議案第39号 平成25年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第17 議案に対する質疑

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第26号 平成25年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第27号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第28号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第6 議案第29号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計予算  
日程第7 議案第30号 平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算  
日程第8 議案第31号 平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計予算  
日程第9 議案第32号 平成25年度南部町墓苑事業特別会計予算  
日程第10 議案第33号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算  
日程第11 議案第34号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算  
日程第12 議案第35号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算  
日程第13 議案第36号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計予算  
日程第14 議案第37号 平成25年度南部町水道事業会計予算  
日程第15 議案第38号 平成25年度南部町病院事業会計予算  
日程第16 議案第39号 平成25年度南部町在宅生活支援事業会計予算  
日程第17 議案に対する質疑

---

出席議員（13名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 白川立真君   | 2番 三鴨義文君  |
| 3番 米澤睦雄君   | 4番 板井隆君   |
| 5番 植田均君    | 6番 景山浩君   |
| 7番 杉谷早苗君   | 8番 細田元教君  |
| 10番 井田章雄君  | 11番 秦伊知郎君 |
| 12番 亀尾共三君  | 13番 真壁容子君 |
| 14番 青砥日出夫君 |           |

---

欠席議員（1名）

- 9番 石上良夫君

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

- |    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 書記 | 岡田光政君 | 書記 | 石谷麻衣子君 |
| 書記 | 前田憲昭君 | 書記 | 藤本佳子君  |
-

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	田中耕司君
総務課長	加藤晃君	財政専門員	板持照明君
企画政策課長	谷口秀人君	地域振興専門員	長尾健治君
税務課長	畠稔明君	町民生活課長	仲田磨理子君
教育次長	中前三紀夫君	総務・学校教育課長	野口高幸君
病院事務次長	戸田幸治君	健康福祉課長	伊藤真君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	頼田泰史君
上下水道課長	谷田英之君	産業課長	仲田憲史君
監査委員	須山啓己君		

---

午前9時00分開議

○議長（青砥日出夫君） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名します。

6番、景山浩君、7番、杉谷早苗君。

---

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第3 議案第26号 から 日程第16 議案第39号

○議長（青砥日出夫君） 5日の会議に引き続き、町長より提案理由の説明を求めます。

この際、日程第3、議案第26号、平成25年度南部町一般会計予算から、日程第16、議案第39号、平成25年度南部町在宅生活支援事業会計予算まで一括説明を受けたいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第26号から日程第16、議案第39号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。そういたしますと、議案第26号について説明いたします。

---

議案第26号

平成25年度南部町一般会計予算

平成25年度南部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年3月 5日 南 部 町 長 坂 本 昭 文

そういたしますと、説明を行います、お手元にお配りしております25年度当初予算案説明資料の方で説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、予算編成の概要でございますが、中ほどに書いております。平成25年度一般会計予算案の規模は67億円で、前年度に比べまして1億7,000万円、2.6%の増となっております。さらに、国の経済対策による平成24年度分として3月補正に予算計上していますもので、全額繰り越しをする事業約1億5,000万円を合わせますと実質68億5,000万円となりまして、合併後で最大規模の予算案となります。

特徴的な事業として、24年度から実施しています防災行政無線デジタル化改修事業に4億1,700万、水道統合事業に経済対策補正分を含めると約2億5,300万円余り、また25年5月26日開催予定の全国植樹祭に係る準備事業などを計上しているところでございます。そのほか、町長マニフェスト実現のための新規・拡充事業を積極的に盛り込んだ予算としているところでございます。収支のバランスで4億1,000万円不足いたしますので、これにつきましては基金の繰り入れで対処したいと考えておまして、金額といたしまして前年比7,300万円ギャップの方がふえておりますが、この分につきましては基金の方で対応したいと思っております。

予算執行段階における工夫、効率化によりまして収支改善など図りまして、決算ベースでは財源不足解消に努めるとともに、国の動向に留意しながら引き続き慎重に財政運営に当たっていくこととしております。

はぐっていただきまして、2ページ目から25年度の主要事業につきまして町長マニフェストごと書いてありますが、これにつきましては昨日の町長の付議案件に係ります提案説明書におきまして説明させていただいておりますので、ごらんくださいますようお願いいたします。

5ページの方でございます。予算規模の比較でございます。一般会計、先ほど申しましたが67億円の予算を組んでおります。前年比1億7,000万円の増、増加率といたしましては2.6%の増加でございます。その下段の方にグラフで書いてありますが、平成18年度から25年度までの予算の対比をグラフ化しております。これを見ていただきますとわかりますが、合併後に一番大きな金額になっているということでございます。

6ページの方で、基金の推移を書いております。平成25年度末の見込みといたしまして、合計で25億1,351万9,000円としております。昨年と比べますと減額になっております。

その他基金の方が一応減額になっておりますが、10億8,404万4,000円でございます。この分につきましては太陽光関係での取り崩しが5,500万円、それから、さくら基金の事業の方に289万円ということで、これが主なものでございます。反対に、積み立ての方がさくら基金の方に皆様からいただきました寄附金の方で500万5,000円、それから、地域振興基金の方に164万1,000円積み立てますので、相違といたしましてこの金額が減少しているということでございます。あと、減債基金、財政調整基金につきましては、財源の不足部分をここから出ささせていただいておりますので、それぞれ減債基金につきましては6億8,685万4,000円、財政調整基金につきましては4億9,128万9,000円としているところでございます。

次に、予算分析でございます。A3判の方でございますが、まず歳入の方でございます。割合の大きなものをちょっと御説明いたしますが、町税といたしまして8億9,699万8,000円、構成比といたしまして13.4%でございます。それから、真ん中ほどになりますが、地方交付税31億4,000万円、46.9%。それから、国庫支出金でございますが4億4,404万1,000円、これが6.6%。県支出金が5億1,927万4,000円、7.8%。あとは、繰入金の方が先ほど申しました基金からの繰入金でございますが4億1,289万円、6.2%。あと、町債の方が7億6,610万円、11.4%でございます。

前年対比で大きく変わったものにつきましては、国庫支出金の方が3,057万円減額で、6.4%の減額でございます。それから、財産収入の方で1億7,138万8,000円の減額で、80.7%の減額でございますが、これにつきましてはゆうらくからの土地売却代金の収入が減ったということでございます。町債の方が2億8,010万円の増加でございます。これは防災無線のデジタル化の関係が大きいものでございます。

真ん中の方に円グラフをつけておりますが、これを見ていただきますとわかりますように、自主財源が24.4%、依存財源が75.6%ということで、依存財源に頼っているという格好になっております。その中でも地方交付税が46.9%と、約半額を占めているところでございます。

その下の方に歳入の主なものを上げておりますが、3つ目の地方交付税につきましては普通交付税を7,000万、特別交付税を2,000万増額を見込んでいるところでございます。

あと、一番下の方に財産収入といたしまして町有地の売却収入が1億7,155万5,000円減少しております。

それから、県支出金の方では、参議院選挙の委託金がことしの夏予定されてますので、その分

を新たに計上させてもらっておりますし、緊急雇用につきましては800万の減額でございますが、これは制度の変更によりましてなったものでございます。

町債の方は、臨時財政対策債の方が1億920万円の減でございます、これは交付税がふえると反対にこれが減ということがございますので、これが枠内で示されるであろうという金額でございます。あと、防災行政無線のデジタル化改修事業で4億140万円、水道統合事業で3,850万円の増を見込んでおるところでございます。あと、学校施設整備事業につきましては、南中のバリアフリー化が終了いたしましたので、この関係で4,620万円減額させていただいております。

あと、諸収入の方では、天津運動公園の移転補償金が事業の延期ということで、昨年度は組んでおったわけですが、ことしはないということで、2,062万円の減額としているところでございます。

次、はぐっていただきまして、歳出の方を御説明いたします。まず、目的別でございます。主なものでございますと、総務費の方が11億4,699万6,000円、17.1%の割合を占めております。それから、民生費の方が19億845万1,000円、28.5%。

衛生費の方が7億9,382万9,000円、11.8%。それから、土木費の方が3億120万2,000円、4.5%。それから、消防費の方が4億6,021万1,000円、6.9%。あと、教育費の方が5億3,686万4,000円、8.0%。公債費の方が9億546万4,000円、13.5%でございます。

昨年と比較いたしまして増減の関係でございますが、大きいものと総務費の方が9,958万4,000円の減額でございます。これが8%の減額になります。民生費の方が1億6,470万3,000円の減額でございます。7.9%の減額でございます。衛生費の方が1億4,447万4,000円、22.2%の増でございます。それから、土木費の方が6,327万6,000円、17.4%の減でございます。消防費の方が3億9,491万9,000円の増、604.9%の増になります。公債費の方が4,387万1,000円の減でございます、4.6%の減となります。

その真ん中の方で、円グラフで御同様に書いておりますが、目的別の分でございますが、先ほど申しました比率の方が円グラフの方でなっておりますので、見ていただきますと大体割合がよくわかるのではないかと考えております。

増減の主なものでございますけども、民生費の方といたしましては、介護サービス事業特別会計繰出金1億7,155万7,000円の減でございます。これはゆうらくの土地代の関係で、

介護サービス事業特会の方に出したものでございます。それがことしは減額ということでございます。その次の児童手当と子ども手当は、事業名が変わった関係で入れかえになっておりますので、さほどの大きな増減ではございません。生活保護扶助3,322万1,000円の減。これは昨年24年度の実績が低くなっておりますので、ことしは予算額を低目にとっているということだと考えております。

衛生費の方でございますが、病院事業補助金の方が1,857万1,000円の増。水道統合事業の方で7,766万3,000円の増を予定しております。

それから、総務費の方でございますが、定住促進対策事業が1,620万4,000円の減でございます。これはアクロ用地の債務負担が終わりました関係で減額をするものでございます。それから、退職手当組合の負担金が5,602万4,000円の減でございます。これは22年度の退職が多かった関係で、その関係で23、24と、その分を分割してお願いしておったわけでございますが、その分が終わった関係で減額となっておりますのでございます。それから、選挙費の方がことしは参議院選挙を予定しております、それから24年度は町長、町議会議員選挙がございましたので、その関係で増減がございます。

あと、公債費の方は、地方債の償還金が3,087万5,000円の減。利子の方は1,299万6,000円の減ということでございます。

あと、消防費ですが、防災行政無線デジタル化事業の方で4億147万1,000円の増となっております。ことしは工事の方にかかるということで、その分の予算化の方を大きくしているところでございます。

教育費の方といたしましては、会見小学校の芝生化事業1,216万1,000円、南部中学校の屋内運動場の屋根改修工事1,683万1,000円の増がございます。それから、法勝寺中学校バリアフリー化事業につきましては24年度で終了いたしましたので、6,882万円の減となっております。あと、法勝寺電車の保存修理事業が今年度は本格修理となりますので、2,020万円の増をさせていただいております。

農林水産業費につきましては、次世代につなぐ地域農業バックアップ事業1,260万7,000円の減でございます。これは集落営農の関係で機械整備をされる関係でございますので、年度によって差があるわけでございます。昨年度は多かったということで、これだけの減額をさせていただいているところでございます。しっかり守る農林基盤整備事業1,348万円の減でございます。これは農業施設等の改修の工事費の減でございます。

土木費の方ですが、町道天万寺内線改良、それから★牛線改良、賀祥今長線改修につきまして



は事業が完了の関係で減額となっております。ニュータウン線につきましては事業の中止ということで、減額となっております。あと、新しく町道徳長線改良、戸構上鴨線、それから掛相中線、県道改良事業の負担金等が新規の方で上がっておるところでございます。あと、東西町の公園整備につきましては4,900万円の減額とさせていただいておりますが、これは延期ということでの減額でございます。

あと、商工費の方では、古事記編纂1300年再活の町事業の方が1,980万8,000円の減でございます。

次、はぐっていただきまして、性質別の方になります。性質別は3つに分けておりまして、義務的経費、投資的経費、その他経費でございます。25年度の予算に占めます割合の大きなものがございますと、義務的経費が27億4,474万9,000円、41.0%でございますが、この中身は人件費、公債費、扶助費でございます。それぞれそこに記載しておりますように、人件費が10億8,352万2,000円、公債費が9億544万7,000円、扶助費の方が7億5,578万円でございます。

投資的経費につきましては、6億9,408万1,000円、10.3%のものでございます。主なものは、単独事業の方で6億8,112万3,000円、10.2%でございますが、これは主に防災行政無線の方が大きなところを占めているところでございます。

その他経費の方といたしまして32億6,117万円、48.7%でございます。この大きなものは、補助費等でございますが12億5,408万9,000円、それから、物件費といたしまして11億4,297万3,000円、繰出金の方が6億4,842万円でございます。

中ほどにグラフとしておりますので、見てやってくださいますようお願いいたします。

増減の主なものにつきましては先ほどと重なりますので、省略させていただきます。

そういたしますと、予算書の方に戻っていただきまして、97ページをお開きください。給与費明細の方をつけております。まず、特別職の方でございますが、昨年と比較いたしまして94万8,000円の減でございます。これは町長の方のカットの増加分、10%増加分でございますが、それに当たるものでございます。あと、その他特別職の方で474万3,000円の報酬の増でございます。職員数の方では62人の増となっておりますが、これは補正の方で申しましたが、すべての非常勤職員とか、あるいは委員会の委員、それから選挙事務に関係するようなものをすべて含めておりますので、今年度の増加の主なものといたしましては、選挙の関係で参議院選挙、それと土地改良区の選挙が予定されますので、その関係で組ませていただいたものが大きなものとなっているものでございます。

はぐっていただきまして98ページ、一般職の方でございます。給与の方で310万6,000円の増となっております。これにつきましては、下の方に給料及び職員手当の増減額の明細をつけておりますので、この内訳を計算いたしますと310万6,000円となります。人数的については増減はございません。金額的には退職の関係、それから採用の関係との相違が大きなものとなっております。あと、その他の特別会計から動いたものとか、そういうところの中での人員の関係、異動した関係で、その職員の給与額が違うということで差が出ているものでございます。

100ページからは給料及び職員手当の状況でございますので、これはごらんいただきたいと思っております。

それから、102ページでございますが、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。現在、この債務負担行為を行っているものを一覧として上げておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

それから、105ページでございますが、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成25年度中の起債見込み額、それから、償還見込み額の方を真ん中ほどに書いておりますが、前年度末からこれを差し引きいたしましたものが一番右の方の当該年度末の現在高見込み額でございます。1の普通債の方が38億8,096万2,000円、災害復旧債の方が5億5,989万7,000円、臨時財政対策債の方が29億9,828万9,000円、合計で74億3,914万8,000円でございます。今年度中の増減額でございますけれども、発行の方が合計で7億6,610万円、償還の元金の方が8億1,376万2,000円でございますして、差し引き4,766万2,000円の減額ということになります。

それから、7ページの方にお戻りください。第2表の債務負担行為でございます。これは指定管理の関係でございますして、25年度から指定管理に係るものでございますが、25年度につきましては当初予算の方で予算化しておりますので、26年度以降のものを債務負担行為としてお願いするものでございます。10件ございます。期間につきましては26年度から27年まで、限度額につきましてはそれぞれ右の方に記載のとおりでございます。

8ページの方、第3表地方債でございます。地方債の方につきましては、まず、広域基幹林道整備事業といたしまして670万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は5%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行っ

た後においては、当該見直し後の利率ということになっております。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるとなっております。起債の方法、利率、償還につきましては、以後同じでございますので、起債の目的等のみ読ませていただきます。

道路整備事業 3, 160 万円、防火水槽整備事業 730 万円、防災無線デジタル化改修事業 4 億 1, 700 万円、水道統合事業 6, 250 万円、臨時財政対策債 2 億 4, 100 万円、合計で 7 億 6, 610 万円でございます。

以上、一般会計当初予算について御説明いたしましたので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 板井君。

○議員（4 番 板井 隆君） この予算案の資料説明の中で、マニフェストの分がありますね。2 ページ、3 ページ、4 ページです。ここの新規事業のところでもあるんですけど、この辺をもう少し詳しく説明してもらえませんか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。ただいま板井議員の方から、主要事業の新規事業等について説明してくださいということがございます。先ほど昨日の町長の説明の分で話をしておりますのでということをしてしまいました、大変失礼いたしました。

まず、人と環境にやさしいまちづくりでございます。新規といたしまして家庭用燃料電池の導入促進事業がございます。これ燃料電池の方を家庭に導入する場合に補助を行うものでございます。なお、新規という扱いが今年の当初予算のときから比べての新規という扱いになっておりますので、途中で補正予算がされたものもございますが、その分も新規で上がっているものがございます。あと、新規といたしまして町民生活課のごみ対策推進事業ということで、電動生ごみ処理機を用意いたしまして、これをまず使ってもらって、皆さんよさを知ってもらって購入いただきたいということでございます。その処理機を購入する予算を計上いたしております。これが 3 万 4 千 2, 000 円でございます。

あと、継続の方といたしましては、企画政策課の方でエネルギー関係のものを行ってございまして、まきストーブの導入補助、これに 200 万 4, 000 円、太陽光の方に 600 万 8, 000 円。それから、定住促進の方も引き続き土地及び住宅を取得された方に 5 年間の固定資産税の相当額を奨励金で出すということで、710 万円を予算にしているところでございます。

2番の安心・安全のまちづくりでございますが、新規事業そこにはありますが、空き家一括借上げ事業につきましては、昨年度途中から補正予算の方で認めてもらっているものでございます。空き家を町が10年間借り上げて利用希望者を入居させることで、町の活性化と定住人口増加を図るといことで630万円。それから、その下の方になります、みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業といことで、移動販売車の方を昨年は導入の費用の補助を行いました、今年度は運営補助を行うといことで100万円。それから、地方バス対策といことで、法勝寺図書館前にバスの待合所を設置246万3,000円。それから、わが町支え愛活動支援事業といことで、支え愛マップの作成とか、避難訓練とか、見守り体制の構築を行う集落に費用を一部助成するといことで150万円。あと、下の方になります、認知症対策事業といことで、町全体の認知症対策の基盤体制づくりを行うといことで580万円。

それから、継続となりますけども、橋梁長寿命化改修事業3,375万4,000円。あと、防災行政無線デジタル化改修事業でございますが、今年度は事業の方を実施といことで4億1,709万5,000円。あと、水道統合事業も昨年から経済対策等によってやっておるわけでございますけども、その分が1億2,586万円。あと、公設民営保育園運営事業は運営費の方を指定管理に出しておりますので、これが1億8,020万6,000円。あと、ライフサイエンス推進事業といことで、アミノインデックス事業を引き続き行いまして1,777万2,000円等でございます。3ページの方の安心・安全のまちづくりにつきましては、引き続き保育料の軽減を図るといことで2,000万円の予算となっております。それから、子宮頸がん等のワクチン接種といことで、これ今、任意接種でございますけども、これに補助を行うといことで1,653万2,000円。それから、コミュニティバスの運行事業につきましてもふれあいバスといことで、これも2,305万1,000円。あと、インフルエンザのワクチン接種といことで高齢者、あるいは中学生以下の方にインフルエンザの予防注射をするといことの補助が1,054万2,000円等でございます。

教育・文化のまちづくりにつきましては、南部中学校の体育館の屋根の改修に1,683万1,000円。それから、会見小学校のグラウンド全面芝生化につきまして1,216万1,000円。それから、夢に向かって自立する子どもの育成推進事業といことで、プロスポーツ選手による教室等を開催するといことで、さくら基金を活用いたしまして行うものでございますが240万6,000円。それと、町内の希少動植物の紹介、保護を目的に情報発信をするといことで、これもさくら基金を活用させていただきまして190万円。それから、下がってもらいまして、総合型スポーツクラブの支援事業といことで230万円。法勝寺電車の保存修理事業、

これが今回改修の方に移りますので2,544万円等でございます。

それから、4ページの方でございますが、産業振興で活みなぎるまちづくりでございます。緊急雇用の方を利用いたしまして南部町体験型観光推進事業ということでございます。これは観光素材を整理、磨き上げをしまして、町全体の観光振興に役立てていくということで1,220万円。それから、南部町PR大使ということで、以前ユウトさんの方をお願いしておったわけでございますが、ユウトさんの方が終わりました、また引き続き吉本興業と連携いたしまして、PR大使を任命するということで75万8,000円。あと、N-1（エヌワン）ぐらんぷりということで、お笑いを町民の方から起こしていくということで、町の活性化を図るということで76万3,000円。あと、がんばる地域プラン支援事業ということで、農業振興を図るための広域プランの支援ということで789万4,000円。全国植樹祭準備ということで858万4,000円等を予定させていただいております。

次に、住民参画で持続する町と地域のまちづくりでございますが、これは引き続き地域振興協議会の活動を支援するというので5,352万8,000円が大きなものでございます。

あと、雇用対策事業といたしましては再掲でございますので、緊急雇用の分を書いておるところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

---

#### 議案第27号

#### 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度南部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,409,728千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月 5日 南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成25年3月 日 決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

この当初予算でございますが、歳出につきましては、過去の医療費の状況と24年度の実績見込み額を参考に計上しております。歳入につきましては、歳出総額から国、県支出金の見込み額、

一般会計からの繰入金見込み額、その他の収入見込み額を引いた残りを保険税として計上させていただきます。

予算の総額ですけども、予算書の6ページで数字を見ていただけたらと思いますが、本年度予算額14億972万8,000円です。前年度との比較で1億2,425万1,000円の増額となっています。9.7%の伸びとなっていますが、これは23年度医療費と24年度医療費を比べまして11%ぐらいの伸びになっておりますので、それが主な原因となっていると思います。税率につきましては歳入予算上げておりますけども、5月の本算定のときに24年度予算、所得の確定などを待って再度計算させていただくことにしておりますので、よろしく願いいたします。

では、歳出から御説明いたします。13ページをお願いいたします。1目一般管理費ですが、これはレセプト点検員の賃金とか連合会への委託料を支払う一般事務費でございます。

1款2項の徴税费は、保険税の賦課徴収に係る費用でございます。

14ページ、運営協議会費ですけども、これは年間に2回から3回の開催予定で報酬を組ませていただいております。

その下の保険給付費の療養給付費ですが、一般被保険者療養給付費7億5,556万1,000円、前年と比べまして7,594万5,000円の増額となっています。ここで11.2%の増を見込んでおりますので、これが増額予算の主な原因となっていると思われます。

2項の高額療養費に係る費用につきましても、先ほどと同様に過去の状況と前年度実績により計算しております。

次、15ページでございます。その下の出産育児一時金ですが、前年と同様に年間6件の出産予定をしております。

それから、16ページ、葬祭費です。これも前年と同額で20件の葬祭費を予定しております。

それから、3款1項後期高齢者支援金等で1億5,368万7,000円でございますが、これは後期高齢者保険、75歳以上の方の保険ですけども、これが保険者として国保からの拠出金でございます。

5款1項の介護納付金です。介護納付金の5,953万7,000円につきましては、40歳から64歳まで介護保険の2号被保険者が負担する費用でございます。

6款共同事業拠出金の1目高額医療費拠出金から、次の17ページ、3目の保険財政共同安定化事業拠出金までですが、これも24年度実績で見込んでおりますけども、市町村間の保険料の平準化や財政の安定化を図るために高額な医療費を対象として県単位で調整を図っておりますの

で、その財源として市町村から拠出するものでございます。

7 款保健事業費の 1 項特定健康診査等事業費でございます。これは病院の健診とか集団健診などの費用でございます。

それから、次の 7 款保健事業費で、2 項の保健事業費ですけれども、人間ドックの委託料とか健康管理センターの運営費を上げております。

それから下は保険税の還付金とか上げておりますので、省略させていただきます。

次は、歳入の御説明をいたします。8 ページをお願いいたします。1 款 1 目一般被保険者国民健康保険税でございます。2 億 5, 890 万 6, 000 円を計上いたしております。昨年度と比較いたしまして 3, 529 万 3, 000 円の増額でございます。

2 目の退職被保険者等国民健康保険税は、3, 125 万 2, 000 円、昨年度と比較して 57 万 7, 000 円の増額でございます。この保険税は、いずれも歳出見込み額からほかの歳入見込みを引いた残りを予算に計上しております。

次の 9 ページです。3 款国庫支出金から 10 ページの 7 款共同事業交付金までは、療養給付費などの実績見込み額をもとに、歳出の療養給付費からの実績見込み額をもとに予算化しておりますので、省略させていただきます。

最後の 11 ページ、10 款繰入金でございます。1 目の一般会計繰入金 6, 450 万 6, 000 円を計上しております。これは法定繰り入れのみの予算で法定繰入金でございます。内訳ですけれども、基盤安定繰入金の 3, 799 万 4, 000 円は 24 年度実績見込みによりまして計上しておりますし、財政安定支援事業繰入金 1, 381 万 3, 000 円は過去 5 年間の平均値で見込んでおります。

それから先は繰越金ですので、省略させていただきます。

最後、20 ページに給与費明細を載せております。健康管理センターの運営費の方で人件費を 1 人上げておりますので、その者に係る人件費でございます。

以上、国民健康保険会計について御説明いたしましたので、御審議よろしくをお願いいたします。

引き続きでいいですか。

○議長（青砥日出夫君） 引き続きお願いします。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 引き続きまして、議案第 28 号です。平成 25 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

---

議案第 28 号

平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度南部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,720千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月 5日 南部町長 坂本 昭文

平成25年3月 日 決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

これも歳出から御説明いたします。7ページをお開きください。一般管理費は郵送料などの事務費でございます。

2款の分担金及び負担金の広域連合負担金ですが、これは歳入の方で徴収いたしました保険料を納付する項目です。基盤安定負担金とか事務費も合わせまして広域連合の方に納付いたします。

8ページですけれども、4款保険事業費、健康保持増進事業費です。これは介護予防、733万2,000円でございますが、主に高齢者の介護予防を目的に実施する健康診査の事業費でございます。

歳入の方、お願いいたします。5ページにお返りください。1款後期高齢者医療保険料でございます。現年度分保険料は7,901万7,000円で計上しております。被保険者数は若干ですけれど伸びておりますので少し増額に、保険料全額としましては66万円の増額になっています。

それから、3款の繰入金でございますが、これは一般会計からの事務費繰入金985万1,000円と、保険料の軽減分に対する基盤安定繰入金3,235万8,000円でございます。

あとは、保険料の延滞金とかを算入するところ、還付加算金とかを連合会からいただく項目になっておりますので、省略させていただきます。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。では、議案第29号について御説明いたします。

---

議案第29号

平成25年度南部町介護サービス事業特別会計予算

平成25年度南部町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。



(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月 5日 南部町長 坂本 昭文

平成25年3月 日 決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

この介護サービス事業特別会計は、ゆうらく建設に伴う地方債の償還に充てている会計でございます。

では、5ページをお開きください。1款公債費、1項公債費、1目元金、本年度の償還は2,859万7,000円を予定しております。その下、利子でございますけれども、本年の償還は292万1,000円でございます。

6ページになりますけれども、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。本年の元金償還後の未償還元金は、右端の方でございます2億7,062万円となる予定でございます。

次に、4ページをお開きください。歳入でございます。歳入の方は繰越金になっておりますけれども、これは平成24年度の当初予算で御承認いただきました土地の売却に伴って一般会計から繰り入れ、24年度の償還額が終わって25年度に繰り越したお金が1億4,003万9,000円あったものでございます。これを財源に充てて25年度の償還に充てる予定でございます。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。そうしますと、議案第30号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

---

議案第30号

平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算

平成25年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,518千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月 5日 南部町長 坂本 昭文

本当初予算につきましては、住宅資金貸付事業に係る県支出金、繰入金、貸付金元利収入等をもって歳入に、事務費、借入金の償還金等をもって歳出としたものでございます。

そういたしますと、歳出から御説明申し上げますので、6ページをお開きをください。1款総務費、1目一般管理費は、本年度予算額11万2,000円で計上してございます。これは事務費経費を計上したものでございます。

次に、2款公債費、1目住宅新築資金償還金につきましては、本年度予算額178万7,000円と、また、2目宅地取得資金償還金につきましては61万8,000円を計上してございます。それぞれの償還元金、利子の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

予備費につきましては、省略をいたします。

次に、歳入につきまして御説明をいたしますので、4ページにお返りをください。1款県支出金、1目助成事業費県補助金、本年度予算額8万円でございます。事務費経費の4分の3程度を見込んでございます。

次に、2款繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額は29万1,000円を見込んでございます。

3款繰越金につきましては、省略をいたします。

4款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入につきましては、本年度予算額141万9,000円を、2目住宅改修資金貸付金元利収入では、本年度予算額8万9,000円を、3目宅地取得資金貸付金元利収入では、本年度予算額63万8,000円をそれぞれ見込み計上してございます。なお、現年度分、過年度分の別につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

最後に、7ページをお開きをいただきたいというふうに思います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書について御説明を申し上げます。平成25年度におきましては、199万3,000円の償還を見込んでございます。また、新たな起債の予定はございません。したがって、平成25年度末現在高を1,019万7,000円と見込むものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。議案第31号について説明をいたします。

---

議案第 3 1 号

平成 2 5 年度南部町建設残土処分事業特別会計予算

平成 2 5 年度南部町の建設残土処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 5 年 3 月 5 日 南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成 2 5 年 3 月 日 決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

歳出について説明をいたします。5 ページをごらんになってください。第 1 款総務費の第 1 目建設残土処分場基金費でございます。積立金として 1 0 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

歳入の方は、4 ページでございます。1 ページ戻っていただきます。2 款の財産収入、1 目利子及び配当金、基金の利子を 1 0 万 3, 0 0 0 円計上しております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。議案第 3 2 号、平成 2 5 年度南部町墓苑事業会計予算について御説明いたします。

---

議案第 3 2 号

平成 2 5 年度南部町墓苑事業特別会計予算

平成 2 5 年度南部町の墓苑事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 1 7 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 5 年 3 月 5 日 南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成 2 5 年 3 月 日 決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

今年度の墓苑会計予算では、西伯墓苑中央にあります階段に手すりをつける工事を予定しておりますので、それによる増額予算になっております。

予算書の5ページをお開きください。歳出予算でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13委託料62万6,000円でございます。これは墓苑の中の清掃とかごみ処理などの清掃委託費でございます。15工事請負費41万円ですが、これが先ほどお話ししました墓苑の階段に手すりをつける工事で41万円予定しております。

2款諸支出金、1項償還金です。180万8,000円を予定しております。これは使っておられない墓苑の区画を返されたときに使用料の90%をお返しするというので、ことしは7基予定しております。

上のページ、4ページの方ですが、今度歳入の方を御説明いたします。1款使用料及び手数料の1目墓地使用料です。200万8,000円予定しております。これは返された7区画を全部売れるということで歳入を予定しております。

使用料及び手数料の2項手数料です。1目墓地手数料、これは墓地の管理費として手数料をいただいておりますので、それが76万4,000円、341区画分でございます。この76万4,000円で先ほどの歳出の一般管理費の工事請負費以外を賄うようにしております。

2款繰入金、一般会計繰入金ですが、手すり工事に要する費用を一般会計繰り入れでお願いするというので予算組んでおりますので、よろしく願いいたします。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩をいたします。再開は20分から。

午前 9時58分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

そういたしますと、議案第33号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計よりお願いをいたします。

上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。議案第33号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算の説明いたします。

---

議案第33号

平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算

平成25年度南部町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ233,863千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

平成25年3月 5日 南部町長 坂本 昭文

平成25年3月 日 決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

4ページをお開きください。第2表、地方債。平準化債を今年度、25年度5,090万借りる予定にしております。

次は、歳出から説明いたします。8ページをごらんください。歳出。目の1一般管理費でございます。これは職員2名と消費税が主なものでございます。

2の維持管理費は、施設の維持管理費でございます。2の公債費、元金、利子は、償還金の元金、利子でございます。

返りまして、歳入は6ページですね。歳入。分担金が今年度は9万9,000円、負担金が1,000円にしております。

2の使用料及び手数料は、集落排水の使用料でございます。6,780万を予定しております。負担金が1,000円。

3の繰入金は1億1,406万円。一般会計からの繰り出しを予定しております。

4の繰越金は1,000円という予定にしております。

諸収入は100万1,000円。県工事補償金と消費税を予定しております。

6の町債は平準化債の5,090万を予定しております。

これで歳入、歳出予算の説明を終わります。御審議をよろしく願いいたします。

次は、引き続きまして、議案第34号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算の説明をいたします。

---

議案第34号

平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算

平成25年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,488千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月 5日 南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成25年3月 日 決 南 部 町 議 会 議 長 青 砥 日 出 夫

---

予算の歳出につきましては、7ページをごらんください。歳出。一般管理費、これは主に消費税と施設の委託料、ほとんどが施設の委託料でございます。2項施設費は、浄化槽の設置5基を予定しております。次の総務費の小規模集合施設管理につきましては、これは馬場と城山住宅の維持管理費を予定しております。

はぐりまして8ページは、公債費の元金、利子でございます。

歳入について御説明いたします。歳入は、5ページをごらんください。分担金の目の1の浄化槽の分担金につきましては、現年度5基の予定してありまして、30万掛ける5基で150万の予定をしてあります。

2款の使用料及び手数料につきましては、使用料を予定しております。1,830万6,000円主に予定しております。

2項手数料につきましては、督促状で1,000円の予定しております。

3の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を2,856万3,000円予定しております。

4の繰越金については1,000円の予定しております。

5の諸収入につきましては、消費税の還付1,000円を予定しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第35号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

---

議案第35号

平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算

平成25年度南部町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186,003千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

平成25年3月 5日 南部町長 坂本 昭文  
平成25年3月 日 決 南部町議会議長 青砥 日出夫

---

4ページをお開きください。第2表、地方債。これは平準化債、限度額を3,000万借りる予定にしております。

歳出の説明をいたします。歳出は、8ページお開きください。8ページの1の一般管理費は、職員1人と消費税が主なものでございます。消費税を払う公課費が主なものです。2の維持管理費につきましては、施設の管理、維持費を予定しております。3の汚泥処理費は、大山、日吉津、南部町、3町で行っているみよりの郷の維持管理費を予定しております。

開きまして、公債費につきましては、起債の元金、利子を予定しております。合わせて1億1,567万4,000円予定しております。

歳入につきましては、6ページをお開きください。6ページの1の下水道分担金、一応、現年度10万円の予定をしております。2項負担金につきましては、1の汚泥処理費の維持管理負担金は、大山町と日吉津村の負担金が主なものでございます。1,893万5,000円が2町の負担金でございます。

2の使用料及び手数料につきましては、公共下水道の使用料を予定しております。現年度で5,526万5,000円予定しております。続きまして、2項手数料は、督促手数料1,000円を予定しております。

7ページをはぐっていただきまして、3の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を7,920万3,000円予定しております。

4の繰越金については、1,000円のただいま前年度繰越金を予定しております。

5の諸収入につきましては、コンポストの売り上げ、消費税の還付、それと工事補償費を予定しております。合わせて204万1,000円予定しております。

6の町債につきましては、平準化債3,000万を今年度は予定しております。

説明は終わります。審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。議案第36号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計予算について御説明をいたします。

---

議案第36号

平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計予算

平成25年度南部町の太陽光発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ590,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

平成25年3月 5日 南部町長 坂本 昭文

平成25年3月 日 決 南部町議会議長 青砥 日出夫

---

本会計は、鶴田地区に予定をしております太陽光発電所にかかわります所要の収入、支出について25年度から新たに創設をさせていただきます特別会計でございます。

まず、歳出について御説明をいたします。6ページの歳出でございます、おはぐりいただきたいと思えます。1款総務費の1目維持管理費でございます。883万円でございますが、需用費が63万円、これは発電設備の光熱水費でございます。役務費400万円でございますが、役務費としまして住民公募債の手数料や火災保険料でございます。そして、13委託料420万円でございますが、発電所の施設維持管理にかかわります委託の経費でございます。

そして、1目の太陽光発電施設建設費5億6,412万6,000円でございます。そのうち13委託料242万6,000円でございますが、造成にかかわります測量設計の経費でございます。15節工事請負費5億6,170万円でございますが、発電施設の建設費にかかわります工事請負でございます。

2款の公債費の利子124万円でございますが、償還金、利子及び割引料でございまして、電



気事業債の利子及び住民公募債の利子の配当金を合わせまして124万円というふうに計上して  
ございます。

歳入の御説明をいたします。5ページでございます。歳入の1款繰入金の1目基金の繰入金で  
ございます。これは残土処分場跡地の整備基金繰入金、整備基金から繰り入れるものでございま  
す。5,500万円でございます。

2款諸収入の1目売電収入2,835万円でございます。売電収入を計上してございます。1  
0月からの発電開始ということの予定でいきますと、1キロワットアワー当たり42円の、年間  
発電量の2分の1、半年分というようなことで、そして、見込みの90%というものを計上をい  
たしておるところでございます。

3款の町債です。電気事業債5億670万円でございます。これは太陽光発電事業債を予定を  
しておるところでございます。

3ページの第2表、地方債でございます。起債につきましては、太陽光発電事業債5億670  
万円の限度額でございます。証書借り入れ及び証券発行ということで起債の方法はしてございま  
す。これは電気事業債及び住民公募債というものの想定でございます。

7ページをおはぐりいただきたいと思えます。地方債の調書でございます。区分といたしまし  
て準公営企業債の太陽光発電事業債でございまして、当該年度、25年度5億670万円の起債  
見込みで相なっております。

以上、よろしく御審議のほど、お願いします。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長でございます。議案第37号、平成25年度南部  
町水道事業会計予算を説明いたします。

総則として、第1条、平成25年度南部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。（1）給水戸数4,010件（上  
水道3,699件、簡易水道311件）。（2）年間総給水量120万7,800立米（上水道  
114万300立米、簡易水道6万7,500立米）。（3）1日平均給水量3,309立米。  
（4）主な建設改良事業、水道統合事業（朝金から落合送水事業）、老朽管更新事業（寺内地  
内）。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。  
第1款水道事業収益。営業収益としまして1億8,606万4,000円、営業外収益1,01  
8万円、合わせて1億9,624万4,000円。支出。第1款水道事業費用、営業費用1億6,

151万3,000円、営業外費用3,472万6,000円、予備費5,000円、合わせて、水道事業費用1億9,624万4,000円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,493万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとする。収入。1、資本的収入の合計1億5,017万4,000円。内訳、企業債600万。出資金1億4,378万2,000円。工事負担金39万2,000円。支出。資本的支出、合計2億3,510万9,000円。内訳で、建設改良費1億3,312万円、企業債償還金1億198万9,000円。

継続費。第5条、継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。款、項、事業として、資本的支出、建設改良費、水道統合事業。総額は3年間で4億3,508万円。年度割で、25年度は1億2,586万円でございます。

企業債。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。起債の目的は上水道拡張工事、限度額は600万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は5%以内、償還の方法は借り入れ先の等々でございます。

一時借入金。第7条、一時借入金の限度額は1億3,300万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)収益的支出における各項間の流用、(2)資本的支出における各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費724万4,000円。

他会計からの補助金。第10条、営業助成、並びに施設に対する補助金として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億5,394万6,000円である。

棚卸資産の購入限度額。第11条、棚卸資産の購入限度額は、200万円と定める。

26ページ、収益的支出をごらんください。1、水道事業費用でございます。営業費用の中で、1、原水及び浄水費は、原水、水道施設等の委託料経費でございます。配水及び給水費につきましては、配水管とかメーターとかの交換とかの経費でございます。3の受託工事費につきましては、県工事の八金川の改修、県工事による東町の水道管の移転補償、それと、町工事による入蔵の水道管布設で700万上げております。総係費につきましては、職員1人の経費を上げております。それと、中の委託料につきましては26年4月1日から水道のシステムを変える必要があ

るので、この経費を充てております。

あとは、5番は減価償却費8,522万。資産減耗費として11万。

営業外費用としましては、起債の利息を3,159万6,000円上げております。それと、消費税が300万円を払う予定にしております。

25ページが収入でございます。あけてください。収益的収入でございます。営業収益としまして大きいのは給水、水道の使用料でございます。1億8,254万3,000円でございます。

あと、受託収益として350万円。

営業外収益といたしましては、他会計からの補助が1,016万4,000円を予定しております。

次に、資本的収入、支出でございます。31ページをごらんください。資本的支出でございます。上水道の拡張工事でございます。これは統合による上水道の朝金から落合の工事費だけで1億2,016万2,000円、あとは老朽管更新として600万円を予定しております。

2で企業債償還金で、元金の支払いでございます。これは1億198万9,000円を予定しております。

上のページを見てもらいまして30ページ、収入でございます。1の企業債は600万円。これは寺内地内の老朽管の更新をいたしたいので起債を借りております。

出資金は、一般会計からの出資金で1億4,378万2,000円。

工事負担金として、加入負担として39万2,000円予定しております。

県、国からの補助金はございません。

32ページを開いてください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該末における現在高の見込みに関する調書でございます。25年度の見込みで、25年度に借りる起債は600万、償還額がトータルで1億198万8,000円、25年度末の残高としましては14億3,292万3,000円でございます。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。議案第38号、平成25年度南部町病院事業会計予算について御説明させていただきます。

総則。第1条、平成25年度南部町病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。（1）病院病床数198床、一般49床、療養50床、そのうち介護療養病床20床、精神99床。（2）年間患者数、入院6

万6,065人、うち介護療養病床分6,570人、営業は365日でございます。外来7万3,398人、実診療実日数は243日。(3)1日平均患者数、入院181人、外来302人。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。収入。第1款病院事業収益24億1,107万円。内訳は、医業収益20億7,603万8,000円、医業外収益が3億3,503万2,000円。支出の方でございます。第1款病院事業費用24億1,107万円。医業費用が23億2,450万7,000円、医業外費用が8,656万3,000円。

続きまして、次のページでございますが、資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億75万8,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとする。収入。第1款資本的収入3億3,944万1,000円。そのうち補助金が6,164万1,000円、企業債が2億7,780万円。支出の方でございます。第1款資本的支出5億4,019万9,000円。内訳、建設改良費が3億8,992万4,000円、企業債償還金1億5,027万5,000円でございます。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、医療機器等の整備。限度額、2億7,780万円。起債の方法、証書借入れ。利率は5%以内。償還の方法、借入れ先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。医業費用、医業外費用。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費15億1,585万8,000円、交際費90万円。

棚卸資産の購入限度額。第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億円と定める。

続きまして、内容について御説明させていただきます。5ページ、平成25年度南部町病院事業会計予算実施計画をごらんいただきたいと思います。

まず、病院事業収益は医業収益、医業外収益を合わせまして24億1,107万円となっております。

医業収益は、入院収益13億8,473万7,000円、外来収益5億1,712万6,00

0円、その他医業収益1億7,417万5,000円を合わせまして20億7,603万8,000円となります。

医業外収益は、受取利息配当金5万円、他会計補助金3億589万5,000円、患者外給食収益92万8,000円、その他医業外収益は2,815万9,000円となり、合わせまして3億3,503万2,000円となります。

次に、支出の方でございますが、病院事業費用は、医業費用、医業外費用を合わせまして、収入額の24億1,107万円と同額となっております。

医業費用は、給与費15億1,585万8,000円、材料費2億5,656万2,000円、経費4億887万4,000円、減価償却費1億2,150万円、資産減耗費1,092万4,000円、研究研修費1,078万9,000円、合わせまして23億2,450万7,000円となります。

医業外費用は、支払い利息及び企業債取り扱い諸費8,296万3,000円、消費税360万円を合わせまして8,656万3,000円となります。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思っております。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は、補助金6,164万1,000円と、企業債2億7,780万円。

資本的支出は、建設改良費3億8,992万4,000円と、企業債償還金1億5,027万5,000円、合わせまして5億4,019万9,000円となっております。

詳細につきましては、13ページから21ページの平成25年度南部町病院事業会計当初予算見積書をごらんいただきたいと思っております。

平成25年度南部町病院事業会計当初予算は、病院事業収益、病院事業費用とも増額の24億1,107万円を計上しております。

病院事業収益のうち医業収益は20億7,603万8,000円、前年比5,138万9,000円の増額を見込んでございます。

入院収益は13億8,473万7,000円、前年比1,580万7,000円の増額。1日平均入院患者数を181人を確保いたしまして救急医療加算の算定、あるいは精神作業療法の増加など、一層医療の充実を図りまして、入院単価350円アップに取り組みまして、入院収益を確保いたします。引き続き米子市内の急性期病院、町内の医療機関施設等と連携を強化いたしまして入院患者を確保することが安定経営の最重点事項だと考えております。

外来収益は、1日平均外来患者数302人の確保に努め、5億1,712万6,000円、前年比1,782万8,000円の増額。外来患者数は7万3,398人を見込んでおります。ア

ミノインデックスの検診、がん検診などの取り組みによりまして外来での精密検査の増加、訪問診療など在宅医療の充実を図り、外来収入を確保いたします。

その他医業収益は1億7,417万5,000円、前年比1,775万4,000円の増額になっております。

次に、医業外収益でございます。次ページになりますが、医業外収益は3億3,503万2,000円、前年比2,125万円の増額となっております。

それから、2の他会計補助金3億589万5,000円。この内訳は説明欄に書いてございますように、救急輪番の補助金、認知症疾患医療センターの補助金、利子補助金、これは県からでございます、3,943万6,000円。それから、町からの補助金2億5,691万8,000円ということになってございます。

次に、病院事業費用でございます。15ページお願いいたします。医業費用23億2,450万7,000円、前年比7,199万5,000円の増額となります。主な要因としては、まず給与費でございますが、15億1,585万8,000円、前年比2,531万円の増額になります。これは医師1人が育児休業から復帰ということと、もう1名でございますけども、現在県から研修で派遣されておりますドクターが西伯病院に残りたいということで、病院で25年度からは採用するということが主な増額の理由でございます。

次に、材料費でございますが、材料費は2億5,656万2,000円、前年比1,875万2,000円の増額となります。主なものは、薬品が1,000万円、検査試薬、医療材料費で800万円程度の増になります。これは補正のところで申しましたけども、患者数の増によるものでございます。

経費につきましては4億887万4,000円、前年比2,645万8,000円の増額となっております。19ページからでは電気料、給食食器の更新でございます。それと、20ページの検査委託料などが主な増要因でございます。

続きまして、減価償却費でございます。減価償却費は1億2,150万円、前年度比848万8,000円の減額になります。

医業外費用は8,656万3,000円。内訳は、企業債利息7,926万4,000円と、一時借入金利息369万9,000円となっております。前年比64万4,000円の増となっております。

22ページをごらんください。資本的収入及び支出についてでございます。資本的収入は、補助金6,164万1,000円と企業債2億7,780万円を合わせまして、予算額は3億3,

9 4 4 万 1, 0 0 0 円、前年比 3 億 2, 3 4 4 万 1, 0 0 0 円の増額となっております。

資本的支出は、建設改良費の固定資産購入費 3 億 8, 9 9 2 万 4, 0 0 0 円と企業債償還金 1 億 5, 0 2 7 万 5, 0 0 0 円を合わせまして、5 億 4, 0 1 9 万 9, 0 0 0 円の予算額となります。前年比 3 億 8, 1 1 2 万 8, 0 0 0 円の増額となります。これは 2 5 年度におきまして電子カルテシステム更新、がん検診充実設備のため、C T（コンピューター断層撮影装置）、マンモグラフィー、デジタルエックス線テレビシステム等、高額な機器の整備をするためでございます。

続きまして、1 0 ページをごらんいただけますでしょうか。平成 2 5 年度予定貸借対照表でございます。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資等を合わせまして、右の下の方にも書いてございますけど、4 2 億 8, 3 4 1 万 3, 0 0 0 円。

流動資産でございますが、現金、未収金、貯蔵品等々合わせまして 4 億 8, 8 6 9 万円。

資産合計は 4 7 億 7, 2 1 0 万 3, 0 0 0 円ということに。

続きまして、負債の部でございます。固定負債はございません。

流動負債は 9, 3 3 4 万 9, 0 0 0 円。

資本の部でございます。資本金は、自己資本金、借入れ資本金等合わせまして 4 6 億 4, 0 5 2 万 6, 0 0 0 円。

剰余金でございますけども、資本剰余金、利益剰余金等合わせまして 3, 8 2 2 万 8, 0 0 0 円。

したがいまして、資本合計が 4 6 億 7, 8 7 5 万 4, 0 0 0 円、負債資本合計が 4 7 億 7, 2 1 0 万 3, 0 0 0 円となっております。

以上で、南部町の病院事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、南部町在宅生活支援事業会計予算について御説明させていただきます。

議案第 3 9 号、平成 2 5 年度南部町在宅生活支援事業会計予算。

総則。第 1 条、平成 2 5 年度南部町在宅生活支援事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。訪問看護事業、介護保険対象者 1, 2 9 3 回、医療保険対象者 1, 8 4 2 回。

収益的収入及び支出。第 3 条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。収入。第 1 款在宅生活支援事業収益 2, 8 9 7 万 8, 0 0 0 円。内訳は、訪問看護収益 2, 8 9 7 万 3, 0 0 0 円、その他収益 5, 0 0 0 円。支出の方でございます。第 1 款在宅生活支援事業費用でございます。2, 8 9 7 万 8, 0 0 0 円。内訳でございます。訪問看護費用 2, 8 9 7 万 8, 0 0 0 円となっております。

一時借入金。第4条、一時借入金の限度額は、200万円と定める。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費2,705万3,000円。

棚卸資産の購入限度額。第6条、棚卸資産の購入限度額は、14万円と定める。

4ページでございます。平成25年度南部町在宅生活支援事業会計予算実施計画でございます。収入の方は、1、在宅生活支援事業収益2,897万8,000円。内訳は、訪問看護収益2,897万3,000円。個別の内訳でございますけども、居宅介護収益が1,027万8,000円、訪問看護療養収益が1,869万5,000円。

支出の方でございます。在宅生活支援事業費用2,897万8,000円。主なものは、給与費2,705万3,000円、材料費9万、経費が183万5,000円となっております。

11ページでございます。平成25年度南部町在宅生活支援事業当初予算見積書でございます。第1款の在宅生活支援事業収益の方から御説明させていただきます。訪問看護収益は2,897万3,000円、前年比21万1,000円の減でございます。居宅介護収益1,027万8,000円、前年比109万7,000円の減と。2、訪問看護療養収益、これが1,869万5,000円、前年比88万6,000円の増となっております。

支出の方でございます。次のページをごらんいただきたいと思っております。12ページでございます。在宅生活支援事業費用でございます。訪問看護費用2,897万8,000円でございます。そのうち、主なものは給与費でございますして2,705万3,000円、材料費9万円、経費183万5,000円、支出合計は2,897万8,000円というふうになってございます。

詳細につきましては、説明欄をごらんいただきたいと思っております。

以上で説明は終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案説明が終わりました。

---

#### 日程第17 議案に対する質疑

○議長（青砥日出夫君） これより、日程第17、議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては議事の進行上、5日に提案説明があった議案を含めた提案順に行います。

質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。また、詳細な個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなります。総括的な質疑をお願いいたします。



そういたしますと、議案第6号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第8号）、質疑……。細田元教議員。

○議員（8番 細田 元教君） 1点、お願いいたします。数字のことは委員会でお聞きしますけども、大ざっぱな流れをお聞きしたいと思います。議案書の14ページの20款の雑入の件と、同じく24ページの7款の道路改良費の件でございますが、これ我が町、私の出身地のニュータウンの件だと思います。説明によりますと、何だい土地の購入ができなかった云々ってお聞きしましたが、その流れをちょっと教えていただきたいと思います。それは全部がこれ入りと出で関連があると思いますので一発でいいと思いますが、もう一つは、この14ページの同じく雑入の中で、運動公園の移転補償金の返額がその件だと思いますが、その中で返還金と徴収金が法第63条と78条って書いてあるでしょ。91万6,000円とまた補正になってますね。この意味と、そのニュータウンの土地の件、ひとつお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。ニュータウン線の関係じゃなくて東西町公園の件だったでしょうか。

○議員（8番 細田 元教君） 運動公園の件と、この工事のあれとは関連しとらへん、うそか。違うなら違うで、別でその2つとも教えてもらいたい。

○建設課長（頼田 泰史君） まず、東西町の公園の方は、2年間、県道といいますか、バイパス工事の関係で泥が少し出るのがおそくなりますので、2年延期ということで減になったということが原因でございます。

それから、14ページのはちょっとわからないので、総務課長の方で済みません、よろしくお願いします。（「もう1点はニュータウン線」と呼ぶ者あり）ニュータウン線につきましては、端的に言いますと何回か用地交渉をさせていただいたんですけども、用地の提供が得られないということで事業を中止するという形にしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。63条につきましてはの返還金の説明でございますけども、生活保護法の63条というのがございまして、その内容につきましては、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村長に対して、速やかにその保護金品に相当する金額の範囲内において保護費を返還しなければならないという条文がございまして、主に例えば年金を受給されるようになったような場合、実際の年金が出るのがさかのぼって1月から出るにしましても、実際には4月

以降に例えば年金の支給が始まると、現金がもらえるような場合、1月にさかのぼって保護費を先に出しておりますので、そういう部分を返していただく。先に保護費で見いておりますので、返していただくという場合がこの63条による返還金でございます。あわせて、その下の78条の徴収金につきましては、生活保護法の中に収入等の変更があった場合は申告をしないといけない義務というのがございまして、そういう申告をされずにおられた分が後でわかったような場合は、63条でなくて徴収金ということで78条と、罰則規定がある78条で返していただくというような格好になっております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） わかりました。14ページの分は、泥が少なかったということですね。ほったら、もう一つの24ページの分は、土地の買収ができなかった、交渉がまとまらない、つながらないというふうに解釈していいのかな。場所はどこかだけ教えて。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。路線名はニュータウン線となっておりますけども、場所は境内内の明枝橋の会見町側になります。（「田んぼ」と呼ぶ者あり）田んぼですね、はい、でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 予算書の2ページ、地方交付税と、それから国庫支出金が増額の補正になっておりますが、これは繰越明許費の中で経済対策としてこの3事業に充当するというような理解でよろしいのでしょうか。

それとあわせて、地域の元気臨時交付金というものが国庫補助金として上がっておりますが、これはどのような使用目的がうたわれているのか答弁をお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。地方交付税につきましては確定をしておりましたので、額の方が、それにあわせて今回補正を上げさせていただいております。

それから、地域の元気臨時交付金ということですが、これは国の経済対策によりまして今回新たに創設をされた交付金であります。このものは原則、2月、3月補正に計上する起債対象の国庫補助事業に適用されるということで、いわゆる一般的には普通建設事業で起債を借りる事業に該当する交付金となります。南部町の場合は、今回水道統合事業と町道並びに橋梁修繕、ストック点検等に事業の方を計上しておりますけども、あらかじめその実施計画を国の方に提出をいたしまして、補助金を除いた地方負担額、一般的には町の一般財源部分ですけども、その8

割相当額が交付金として交付されるというふうになっております。南部町の場合は、この交付金の一応金額の方が約8,800万程度になるかと試算をしております。ただし、この交付金の申請から交付決定及びその実際の交付までのスケジュールが平成25年度になりますので、あくまでも今の段階での試算金額ということで御理解をいただきたいと思います。今回、3月補正に計上しておりますストック点検事業のみには、これは繰り越しをして全額繰り越しを使用して事業を行いますけども、このストック点検事業のみに325万5,000円のこの交付金を一応充てているということで御理解をいただきたいと思います。したがって、その残りの8,400万ぐらいの金額は、25年度でまた改めて交付金額が決定した後に補正の方で予算の方を計上させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 確認したいことがあります。町道入蔵線の改良事業は、これまで辺地債で対応していたように記憶しているんですが、今回経済対策で今の緊急経済対策の事業として変更するという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 辺地債、起債の関係は今までどおりです。今回のこれは交付金として上がってくる、地域の元気臨時交付金としてこういうものが新たに創設をされたということで理解をいただきたいと思います。（「だけん、一般財源部分」と呼ぶ者あり）そうですね、起債と補助金を除いた一般財源部分にこの交付金を充てていくということになります。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算は主に、先ほど植田議員が質問した経済対策によって水道関係、それから道路関係、橋梁関係が出てきた大きな補正予算ですよ。そこでお聞きしたいのは、先ほど植田議員が聞いてわかったのは、要はこの経済対策で元気交付金で町に対しての影響額は約8,800万だと。どこもどういうふうなこと言ってるかということ、この元気臨時交付金では交付金そのものが来た金額が使える。予定した事業の財源に臨時交付金を充てることで浮いてくる財源がある。ですよ。3つ目、国庫補助事業をしたら前倒して地方負担分が100%返ってくる。そうですね、起債は。そういうことですね。その3つの効果が約8,800万円だと言っているんですか、そこが1つね。先ほど言ったこと御理解いただけるのでしょうか。私が知りたいのは、地方負担の起債充当率が全部返ってくるんだよって言うわけですね。そこで、その影響額はどうかというの1つ。

それと、お聞きしたいのは、町長、今回、この元気臨時交付金そのものも含めて経済対策とい

うのは国の補正予算ですよ、14兆にわたるいわゆる公共工事。是非はともかくとして公共工事乱発の補正予算だとも言われているわけなんです。それで、これ地方にとってみたら公共工事と言うけれども、ここ何年かでがたがたにされて公共工事の受け皿もないようなところに出てきてるわけですよ。受け皿そのものの建設工事そのものがなくなって事業者がなくなっているというような状況もあるわけですよ。その中で、地方からは今回の14兆円で一体地方にどれだけ金が回ったっていうんだという意見もあるわけですよ。そこで私は、首長としての効果をお聞きしたいと思うんですけども、私は、この仕組みがなるほど地方に幾らかお金が来るんだけれども、前倒ししたら100%充当してやるっていうようなこと言うわけですよ。これは明らかに来年度の何月でしたっけ、選挙を見越したそれまでに景気回復をさせんがためのやり方じゃないかなっていう気がしてならないんですよ。町でいい悪いは別として、このお金の使い方の……（サイレン吹鳴）いいでしょうか。お金の使い方の問題ですよ。首長として町民の暮らしを守る……。

○議長（青砥日出夫君） 真壁議員、議案書の内容について質疑をしてください。

○議員（13番 真壁 容子君） 1つ目は、金額聞いているので、聞きたいのは今回の国の大型の補正予算のあり方の問題で、町長はどう考えてるかということをお聞きしたいんです。これはどこの町村も、こんなことするんだったら地方交付税ふやしてくれた方がいいんだっていうこと言ってるんですよ、そういうことも含めて。

それから、もう一つは、全体的に見たら、あの30万近い方が避難したまま住むところもないというふうな東北大震災の後の対応がなかなかできていない中で、今回のばらまきの仕方はどうかという意見もあるわけですね。その点から、町長の所見をお伺いしておきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。町の方に約8,800万円の交付金が来ますけども、それを結局、充当先が使えない事業があります。今言いました町道、あと橋梁修繕につきましては補助率が決まっている事業でして、この補助率が決まっている事業には交付金を使えないということで、ほかに持っていくという手段をとります。それで、充当ができない例えば入蔵線なり道路橋梁につきましては、起債をその分を貸していただくという格好になりまして、充当率が100%で交付税算入、返ってくる算入率は70%になります、それとは別個にですね、交付金とは別個に。今回の補正予算債につきましてはそういう形になります。

水道統合事業につきましては、25年度の単独事業がありますので、そこの部分にこの交付金を充てていこうかというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このたびの補正予算は1兆3千1億0千万円というぐあいに伺っております。このうち先ほどお話しになりました元気交付金があるわけですが、これはいわゆる純粋な地方負担部分に手当てをして、そして、公共事業などを通じて地方経済が失速しないように、地方にも恩恵があるように手当てをしたというようにお話しになっておりますので、私もそのように考えております。

いろいろな御意見があります。選挙目当てでないかとか、先ほどもおっしゃったように震災で困っているところに金を使わないけんのにとかいう意見もありましたけれども、震災には震災にまた手当てをなさっております。たしか5兆円か6兆円ですね、震災対策の費用は上乗せをして、民主党政権のときから上乗せをして対応するように伺っておるわけです。

私、いろいろ考えてみますのに、町が予定しておりましたさまざまな事業がこういうことによって進捗すれば、南部町としては、これはまことに結構なことだというように思います。特に水道統合事業などは、いわゆる公営企業でありましてなかなか補助金というのが当てにできないわけがあります。そういう中であって、この水道統合事業も大きな黒字になっておれば難しいわけですが、赤字の企業会計でありますので、そういうところに対応できるということなら、これ非常にありがたいというように考えておるところであります。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1つは財源の問題で、先ほど言った地方債に充当させたら充当率が70%とおっしゃってましたよね。（「充当率、100です」と呼ぶ者あり）100ですよ、100ですね、わかりました。それで、例えば先ほど言われた8,800万がそれで浮いてくるんだと。ごめんなさいね、この計算、私はもうちょっと出るんかなって思ってたんですよ、金額がね。8,800万って少ないよなって思うんですけども、全体的に見てですよ。それはちょっと、あったらまた教えてください。この8,800万の300何万はストック事業で使いましたと、あと8,500万の使い方の問題、これが今度25年度の予算と連動してきますよね。どこの自治体も、私たちはこの浮いた、いわゆる浮いてきたお金を何に使うかということなんです。浮いてきたというか、そのお金を住民の要求ですね、実現できるような使い方にしていくべき。この8,000万については、確認、何に使うかは自由なんでしょ、じゃないんですか、ハードには限らない。今のこの問題は、今回の一連の問題はほとんどハード事業じゃないといけなかったもんですから、公共事業で。浮いたお金は、私たちのもともと来てるのは原則その市町村がやりたいことに使えるんだと、ソフト事業も含めて。だから、教育費に充てたりとかしてるところが

結構あるんですよ。教育民生費ですね。そういうことが使えるのかどうかというふうに理解しているかということをお伺いしますね。

それと、先ほど町長がおっしゃった私も水道の統合に事業としてこれを該当できる、それ使っていくということは町の財政にとっては助かることだとは思いますが、この場合の水道問題も全く国の言っている新年度予定していた事業が前倒しで取り組むということに該当しますよね。しませんか。してきますよね。そしたら……。

○議長（青砥日出夫君） 端的に。

○議員（13番 真壁 容子君） そしたら、このお金は25年度で本当は予算計上する予定だったわけでしょ、その分のお金も浮くというふうに見ていいわけじゃないですか。そしたら、総額8,000万円以上のお金が浮いてくるというふうに理解できるのかということについてもお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうかという点とですね、先ほど2回しか質問できないので、するの忘れておりましたが、次は、これも詳しいことは委員会で聞きますが、生活保護費の減額の問題なんです。当初の24年度の予算から見たら、約3分の1の削減になっていませんか、減額になっていませんか。これはすごく私は大きいなと思ったんですよ。最初の説明では、医療扶助が少なくなったというふうに言ってたんですけども、何か特別な例っていうのあったのかなという感じがするんですが、この減り方はちょっと極端かなと思うんですけども、予算計上のときのこともあるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。まず、この地域の元気交付金をどのような事業に充当できるかということですが、基本的には実施計画に掲載をされた地方単独事業、建設地方債対象事業に限るということになっておりますので、何でもかんでも事業に当てるというわけにはならないと考えております。

それから、南部町の場合、水道統合事業が地方負担額の方が今回補正で上げてますけども、8,536万5,000円あります。その8割ということで、約6,800万この交付金がつくんですけども、これについては25年度の、先ほども申しましたが水道統合事業の単独分に充当をしていきたいと考えております。

それから、町道の関係ですね、あとストック点検につきましては、ストック点検だけは充当ができるという事業に該当しますので、その部分はそのままストック点検の方に交付金を一般財源部分に充てていきたいと考えておりますし、残りの町道につきましては充当先にできない事業になっておりますので、これについては25年度の建設単独事業、例えて言いますと今回予算で

計上しておりますけれども南部中学校の屋根の改修事業とか、そういう部分に充当をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。生活保護費の減額補正予算の質問ですけれども、総務課長の方では主に医療費という説明がございましたけれども、当初見込んでおりました保護受給者、受給世帯数を今年度末、平均すると5.1世帯前後で平均動きました関係で、当初五十五、六世帯見込んでおりましたので、そこら辺が減ったということと、医療費につきましても大体扶助費の半分ぐらいが医療費部分で見込んでおりますので、そこら辺もあわせて減額になったというところで計上させていただいております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第7号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 補正予算書の6ページ、一般被保険者の保険税の徴収率についてですけれども、9.2%という実績という報告ではなかったかと思えます。こういう傾向はここ数年続いていると思っておりますが、皆さん方のこの保険税を納められない理由について調査はされておられますか。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。調査とおっしゃいましたが、納められない方、にくい方につきましては、随時御事情を聞いております。それは徴収対策室というのが主に担当しておりますが、小まめに対応していると考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 個別に十分事情を聞いて、分納なりしていただくような対応はしていただいておりますとは思っておりますが、5年ぐらい前までは9.7%から8%ぐらいあったと思うんですよ。それがどんどん低下しているのが現状だと思っておりますが、根本的に払えないという8%というのはかなり高い数字ですので、そこに私はこれまでも減免制度の創設といいますか、今現在に条例ではあるんですけれども……。

○議長（青砥日出夫君） 簡潔にお願いします。

○議員（5番 植田 均君） 担当課として特別な減免を検討していく考えはありませんか。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。先ほどこの数年間徐々に徴収率が下がっているということで、それは1つにはどうしても現年分ではなくて、滞納していらっしゃる場合には過年度の方から充てていくということがありまして、どうしても現年分が下がっていくという事情もございます。

それから、新たな減免制度を担当課として考えていないかということをおっしゃいましたですが、今のところはまだ何も考えておりません。（「98は、どれぐらい」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちくださいませ。ちょっと休憩いたします。

○議長（青砥日出夫君） ちょっと休憩をいたします。

午前11時46分休憩

---

午前11時47分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。先ほど植田議員が御指摘されました徴収率、確かに年々下がってきておりますが、過去の分ちょっと見ますと大体93%、いわゆる92から93%を前後しているという状況でございます。先ほどの98というところまでは残念ながら現年度は行っておりません。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第8号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第9号、平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） これは歳入が1,000円で、項目予算といいますか、これは県からの補助金が1,000円のマイナスですね。それで、貸付金の元利収入現年分がマイナス3万2,000円。これ実績だと言われるんですけども、これまでもいろいろと委員会でも聞き取ってはおりますが、大づかみに特徴を説明していただきたいと思っております。



○議長（青砥日出夫君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。これは予算の説明のときに申し上げましたけれども、この補正予算につきましては実績の見込みによります補正予算をお願いをしているところでございます。

それと、貸付金の元利収入の見込み、どういう状況かということでございますけれども、これは従来の議会からの中でもお答えをしてございますように、また町長のこのたびの予算の説明の中にもございましたけれども、この会計につきましては非常に借入者の高齢化、あるいは昨今の経済状況等によりまして非常に回収の方が困難な状況、ケースになってございます。担当課の教育委員会の方といたしましても、これも従来から申し上げてございます。それぞれ滞納者の方々につきましては、分納方式によって回収の努力をしているところでございますので、そのようにひとつ御理解をいただけたらなというふうに思います。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 以前にこの問題を解決、根本的に解決しなければいけないということで、国に働きかけるということも町長からも発言があったと思いますが、その後、進捗がっておりますか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。国の方の働きかけの進捗状況ということでございますけれども、今のところは従来と何ら変わってございません。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。協議会というものをつくっております、県にもあります。これがまた全国の協議会に通じておるということになっております。そういう協議会を通じて莫大なものになっておりますので、全国でいえば。国の責任できちんと対応できるようにというようなことは、要望はいたしております。弁護士さんもお願ひしたりしていろいろ勉強もしたりしてやっておりますけれども、なかなかちが明かんということです。

○議長（青砥日出夫君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） そういたしますと、ここで休憩に入ります。再開は1時ちょうどでございます。

午前11時52分休憩

午後 1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

午前に引き続き、議案に対する質疑を行います。

議案第10号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第2号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第11号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第12号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第13号、平成24年度南部町水道事業会計補正予算。

13番、真壁容子君。

済みません。先ほどからちょっと外れておりますので、一言言わせてください。議題に供された事件については本質を外れないように、一般質問になってしまわないようによろしく願いをしておきます。

○議員（13番 真壁 容子君） 私に言ってんの。

○議長（青砥日出夫君） いやいやいやいや、その前。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点あります。1点は、水道事業会計等について言えば、一般会計ではないし、当年度損益留保資金等については本会議等でお述べいただきたいと思いますので、今回の1ページの第3条、資本的収入及び支出に定められている当年度分損益勘定留保資金をもって補てんすると書いてありますが、補てんした後の損益留保資金は幾らかというのを教えてくださいというのの一つ。

それともう一つは、これは第4条関係の継続費に書かれてることで、先ほどの一般会計のときの分と関係する、いわゆる経済対策のことなんです。委員会では担当課長しかお越しにならないので、これが議長、この件について委員会に財政担当が来られるということであれば委員会でもいいかと思うんですけれども、ここで質疑いたします。後で見解もちょっと教えてください。中身は、1ページに書いてある資本的支出の建設改良費で、先ほどから言っている補正をして1億2,586万の補正を、いわゆる前倒しをしたという分ですね。ここで先ほどの経済対策の効果についてなんですけれども、この1億2,586万ということについて言えば、国から来た支出

金と水道事業債、あとは一般財源が入っているんですよね、そうですね。この3つを、これを例にとって先ほどの経済対策の効果と、例えばここでは、言っているこの分で言えば、幾らお金が、経済対策によって幾らお金が入ってきたと言えるのかということの説明していただけないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。この予算書の出資金のところにありますけど、中ほど収入の方に、補正予算額8,536万5,000円、これが一般会計から出資をする額になると思うんですけども、事業費自体が1億2,800万ほどの事業から国庫補助金が4,268万3,000円あります。それで、残りが起債と、本当は地方負担額ということになるんですけども、この地方負担額の8,536万5,000円の8割部分ですね、その8割部分が金額にしますと6,829万2,000円になると思うんですけども、この部分が地域の元気交付金に当たるといふふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ありませんか。（「内部留保の答弁ありません」と呼ぶ者あり）内部留保。（「この資料じゃ、内部留保、何ぼかわからん」と呼ぶ者あり）

上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。この8,073万5,000円が24年度中の全体の内部留保資金だと思っておりますので補てんをする額です。（「内部留保が何ぼ」「何ぼ残っちゃうか聞いている」と呼ぶ者あり）ああ、内部留保資金が。

○議長（青砥日出夫君） 内部留保資金があと何ぼ残ってるかと。（「委員会でもいいよ」と呼ぶ者あり）

○上下水道課長（谷田 英之君） 今、資料を持ってきておりませんのでわかりませんので、また委員会で説明させてもらったらどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1つは基金等について、これは水道事業会計と病院事業会計にも該当すると思うんですけども、本来であれば会計等が本会議に上程された段階では、予算等について全体がきちっと把握できるような予算の説明をなされなければならないというふうに私は考えておりますので、委員会でということなんですけども、今後はできればその都度内部留保資金等については本会議等で知らせていただきたいということを伝えておきますので、よろしく願いしますという点が1点。

財務担当者に確認。この6,800万浮いてきた、8割だというふうに計算したと、その6,

800万を25年度の水道事業に充てたいということだということですね。わかりましたが、今回のいわゆる経済対策についてのお金の流れ方については再度お聞きしたいことがありますので、この件については担当を外れてでも財務担当には委員会に来ていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（青砥日出夫君） 議案第14号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第15号、南部町暴力団排除条例の制定について。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 暴力団排除条例ですけど、詳しくは委員会でお聞きしますが、基本的なことについてお聞きいたします。

この条例案を読んで、正直言って思いましたのは、非常に、条例というのは何のためにつくるのかなと思いました。町の役割、住民の役割と書いてあるんですけども、本来は啓発するような内容になっているのではないかなという感じがするわけなんです。それで、住民が暴力団等についての危惧することは、例えば町の中には暴力団事務所等置いてほしくないという問題、または、町営住宅や公営住宅等については暴力団等には使わせてほしくない、公的などころもしてほしくないということだと思んですが、国の法律でそのようなことの自治体に対する責務があるのかという点と、それともう一つは、町でいえば暴力団等にかかわる方に財源、資金が流れることを防がなければなりませんから、公の工事を入札したりとか請け負うことは厳として慎まなければならないということになりますよね。本来であれば町の責務をうたうのが本当ではないかと思うんですが、これを読む限りでは非常にぼんやりとしておりまして、いわゆる公益通報のみのようなことかなって感じがするわけなんです。もしそうであるならば有効なやり方としては、例えば暴力団の排除宣言等もあると思うんですけども、これを条例にする意味は何かということですね。何をねらいとしてるかというのを教えてください。反対するものではありませんが。

それと、さっき言うように、町が暴力団等に関与しないというところ、ほかにもちゃんときちり定めたものがあるのかという点をお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。今おっしゃいますのですが、一応、これにつきましては県の方でも条例化をしております、本来、県の方に条例があるから町の方の条例まではという意識で私たちもおったものでございます。ただ、やはり一番身近なところで条例制

定してもらって意識づけをしていただきたいということでございまして、西部町村、県下の方では東部、中部につきましては既にできておったわけですが、西部では町村はおくれておりましたので、町村の方で協議をして西部町村同じ格好で制定しているものでございます。

それから、制限を加えるということでございますが、現在、入札の関係は必要があれば照会をすることにしておりますので、そういう面ではそういう暴力団を排除という格好の中をとってると思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） わかりました。県がつくってて、そうじゃない、つくらなくてもいいじゃないかということと、以前に何年か前にここら辺の市町村等もつくった方がいいじゃないかという動きがあったということは承知してるんですよ。知りたいのは、町の仕事で入札、それから公営住宅を貸すことの制限、制限というか、したらいけないということですよ。そういうふう具体的に書いたものがあるのかということを知りたいんですよ。先ほど言った入札には照会するようにしているというのは、何らかの取り決めた要綱等あるわけですよ。私の手元にあるのは23年の9月に決めた規程がここにありますよね。例規集の中に入っているんですよ。暴力団排除等を目的とする個人情報の目的外利用等についてですね。今までは町の中でこれしか見当たらないものだから、例えば国の法律に伴って規制をかけているようなものが今の町になれば、それをつくることの方が先決ではないかなと思ったんです。それをつくらなければ、国や県の条例や法律でカバーできるのかなと思ったんですけど、その辺が知りたかったんですけど、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほどの件ですけれども、ちょっと私、今、国、県の条例等を持っておりませんので、確認させてもらって委員会の方でお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第16号。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ちょっと、これ1点だけ教えてもらえませんか。新旧対照表を見ますと、障害者自立支援法がこの長たらしい名前が変わったみたいなやに感じて、あとは条項の変更だと思っておりますが、町長はたしか障がい者の関係の委員会に入っておられまして、この障害者

自立支援法がこういう長たらしい名前が変わったといういきさつをちょっと教えていただきたい  
と思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、手元に詳しい資料がございませんので、日にち  
などははっきりわかりませんが、国際障害者年ということで、障がい者の権利条約が採択  
になっております。これはたしか平成18年ではなかったかと思えますけれども。国内法の整備  
をして批准をするという動きがあるわけですが、我が国ではちょうど自立支援法という、  
いわゆる支援費から障がい者の自立支援法という法律が変わって、応益割というような、応能割  
ですか、そういう法律が変わったわけですが、しかし、この自立支援法は非常に障がい者  
の気持ちを酌んでいないという、そういう強い批判があります。それから、憲法違反だという声  
もあって全国的に訴訟が起きてきたわけです。

民主党政権にちょうどかわりまして23年だったでしょうかね、ちょっと日にちの方はお許し  
ください。障害者自立支援法を廃止して新しい法律をつくり出すということで、原告団と和解が  
できたわけでありまして。その和解に基づいて23年の4月に内閣に障害者自立支援法の改正の本  
部ができ、そして、総合福祉部会も4月に発足したという流れになっております。

いろいろ総合福祉部会の中で検討されて、そして、24年の8月31日に数多くの骨格提言と  
いうものを出しているわけです。その骨格提言に基づいて今度は政策委員会というものに舞台を  
移してもうちょっと少ない人数で、総合福祉部会は55人おりましたので、これからちょっと少  
ない政策委員会というものでさらに詰めていくという、一つの大きな流れが今日まであったわけ  
であります。これは障害者自立支援法の別名ですけれども、総合支援法というぐあいになってお  
ります。長たらしいわけですが、総合支援法ということでもあります。

この法律の位置づけですが、確かに自立支援法をやめにしようということでしたので、  
この自立支援法は廃止になったということでもあります。それから、理念といいたし、そう  
いう中で従来は障がいの方は保護を受ける客体、手を差し伸べて保護をしなければならないとい  
う客体としての扱いというぐあいになっていたわけですが、基本的な人権を行使をする主  
体としての位置づけにはっきり変わったというぐあいに私は理解をいたしております。

それから、いわゆる穴の部分ですね、いわゆる3障がい、身体、知的、精神、この3障がい以  
外のどうしても法制度から漏れていく人たちが、これ難病なんかあります。大体、130ぐらい  
指定があるそうですけれども、そういう難病の方もこの法律で救済していこうというようなこと。

それから、地域移行をとにかくしていかなといけんということです。施設なんか押し込んで

一生涯施設の中で暮らすというようなことは、本来、基本的な人権、自分はもうちょっと社会に出てやりたいというような思いにこたえられないわけでありまして、今、地域移行が随分主流になっているわけですが、ケアホーム、ケアが必要な人、それから、グループホームはグループホームで機能を別々にしておりました。これを一体的にケアホームとグループホームを一元化を図ってやりやすくやろうと、ケアが必要な人も一緒にグループホームで生活ができるというようなこと。

それから、障がい者の従来は程度区分と言っておりましたが、これを障がい者の支援区分に改めた。これは簡単そうに言うんですけども、非常に大きな私に変化だと思っております。程度というのは、あの人はあの程度だと、3の程度だとか4の程度だとかいうだけなんですけれども、支援区分になりますとどのような支援が必要なのかという、そういう程度も含んだ一歩踏み出した区分分けということなんです。そういう程度区分を支援区分に改めたといったようなことがあります。ただ、大きな内容については3年後をめどにというようなことになっております。したがって、3年後を目指した法律改正のための準備のための法律というような位置づけもあるのではないかと。

したがって、一緒に携わってきた障がい団体の皆さんは非常に不満を持っておられます。何だったのかということなんですけれども、私が聞いておるところでは、いわゆる福祉六法、いわゆる母子だとか、児童だとか、さまざまな福祉六法があるわけですが、全くそういう福祉六法と整合がとれんというようなことで、内閣法制局から非常に強い御指導があったというようなことも聞いております。なかなか理念と実態というのがうまくすり合っていないのだということでございます。

それから、大事なことを落としておりましたけれども、サービスの基盤整備を着実に進めていくと。総合福祉部会ではOECD並みの予算というようなことも言っておりましたけれども、OECD並みの障がい者関係予算を確保するには現在の予算の3倍必要だということだそうでありまして、なかなか理念はよかったわけですが、現実にはそういうわけにいかんというのが非常に多くあって関係者の不評は買っておるということですが、私はかかわってきた者として現実的な一歩、一歩前へ進んできたなというように思っております。

いずれにしても、こういう長たらしい文句なんですけれども、これの一番背景は自立支援法をとにかくやめて障がい者の基本的人権を行使する、支援をする、そういう総合福祉法に変えていこうという流れの中での今回の字句の整合性を図っていくと、条文の整合性をとるというようなことですので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 大変よくわかりまして、要は自立支援法が総合支援法に変わって、総合支援法の中では難病もその中に入れると、地域移行に持っていくと、程度区分を支援区分にしたとか、中身はようわかりましたが、これはあとは、町長はここまでで、担当課といたしまして、委員会でこれは詳しくもっと聞きたいですが、現実には今現在この法律がこのように名前が変わっただけで、今現実にはやまと園とか祥福園とか、また障がい者の方たちがどのように、具体的にどう変わるのかというのがわかれば教えていただきたい。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。具体的にどう変わることがわかればということですが、先ほど町長がお話ししましたように法律が変わりまして、それに向けて動いていく、後から法整備をやっていくというような格好になると思いますので、実際は地域移行等、少しずつ今進んでいる段階ですので、地域移行に基づいたそういう基盤整備をしながら、障がいのある方の人権になるべく沿ったような支援ができるような方向で進んでいくというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この条例が先ほど言った総合支援法に関連する分なので、私も町長の見解聞いておきたいと思います。

町長、先ほどの細田議員の質問で、自立支援法が非常に問題あって総合支援法になったと、いろいろ問題があるんだけど自分としては一歩進んだと思っているというふうに、今、答弁なされました。町長もお述べになっていらっしゃるように総合福祉部に町長は属されて、骨格提言をつくる時に参加なさっていらっしゃるんですね。この骨格提言が当時の自立支援法をきちっと批判して、どうあるべきかと、ある姿、OECDを基準にして述べた点では、鳥取県の障がい者団体は非常に喜んだわけなんです。そこに南部町の町長も入っておられたということで、非常にいい提言をしてくださったと言っていたんですけども、それもつかの間、その提言を全くほごにした内容が総合支援法だったというわけなんです。支援法の一番の問題が、応益負担が、一番大事な応益負担そのまま残した。障がいの重い人ほど金がかかるという制度を変えない限りは、障がい者等が納得いくような中身にならないということだと思っておりますけども、町長、ここで私は総合支援法が一歩進んだということを言われたら、皆さんが提言に期待した障がい者の気持ちを裏切ることになってしまうのではないかと思います、非常に先ほども残念な思いがしたんですけども、お聞きいたしますが、今回の総合支援法には抜本的な応益負担のところを改



善されていない段階では、この総合支援法が一步進んだとは言えないのではないかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。もうちょっと多面的に考えられた方がいいのではないかと、このように思います。一部の局面だけをとらえてすべてを判断するというのは、余り正しい結果を導かないというように思います。やっぱり先ほど申し上げたように、いいところもたくさんある、改善された部分もあるというように私は思っておりますが、それから最初に言うておきますけど、応益負担はいわゆる総合福祉法ができてからくらくらっと変えるということではなくて、今の訴訟団との和解の中でできるだけ早くそういう改善をしていこうということで、これは私の記憶では随分改善されております、この法律ができるまでに既に。そういう状態になっているというように思っております。

それから、一定の負担なしで、障がいの方は24時間365日ありますから全く負担がなくてやればそれは一番いいわけですがけれども、やはり所得だとか、そういうものにやっぱり着目してですね、一定の所得の人は、私は負担はあるべきだと、このように思っております。無制限に所得があってもなくても遠慮なしに使い放題というようなことには、私はならないのではないかと、そういうぐあいに思っております。

それと、この総合福祉部会は、市町村長と知事が1人で3人でした、55人のうちの3人。あとの52人の方はどういうお方かといいますと、大学の先生、それから弁護士さん、それから障がい団体の中央でお世話をなさっておられる事務局のお方とかですね。それから、障がい者御本人が出られたんですよ、障がい者の御本人。障害手帳のない障害、障がいというんでしょうかね、てんかんだとか、そういう持病をお持ちの方もたくさん出ておられて一緒にやったわけです。正直なところは、そういうお方がこのお話になり出しますと、言えんのですわ、何にも。それは自分の実体験でおっしゃいますから、それがうそだというようなことはもちろんこれは言えませんし、それから、非常に説得力もあるし、迫力もあるし、そういうお方の主張をみんなまとめて法律にするわけですから、これは大変な作業だったというように思うわけです。そういうお方からいえば、あれだけ言うて皆さんも黙って反論もなしに聞いてくれたのに、なお、法律には反映されなかったということで、私は基本的にそういうお方から見れば、このたびの法律なんかは全く評価はできないというように思います。きっとそうだろうなというように思うわけです。

ただ、先ほど申し上げたように、着実に前へ進んでいるということも評価していかなければいけないのではないかと、一遍には変わらんわけですから。それと、さっきも言いましたように、

他の法律との整合もあるということでありまして、おっしゃりたいことはわからなくてもいいわけですが、一遍にはなかなかうまくいかんだろうということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私、ちょっと驚いてるんです。応益負担を批判するのが一面的な意見だって、驚いてるんですけども。総合支援法の一番の問題は応益負担残したからだというのは、これは政府も認めていることだと思うんですけども。端的にお聞きします。町長は、応益負担制度がいいと思ってるんだろうか。

2つ目、障がい者の所得というのは、そんなに所得のある人がいるのか。障がい者の方がそんなに仕事をして所得ができるというのは、どのような方を言っているのか。ちょっと私、あなたの認識もよくわからないんですよ。各町村の中で、たった一人南部町長が行かれて、この町には祥福園とかわかとり作業所あるわけですよ。それを見られてそれらの方々が自分の働いているお金で生活してると思われますか。非常に残念ですけども……。ごめんなさい。

2つお聞きします。応益負担がいいと思っているのか。障がい者が所得があると思っていられるのか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。1番目の御質問については、先ほどお答えしたとおりであります。

2番目につきましては、私が知っている限りなんですけれども、二、三百人も雇用しておられる障がい者の社長さんもあるということでもあります。したがって、南部町のことを言っているわけではありません、そういう所得の高い人もある。そういう人もありますので、一概にすべて保護というんでしょうか、特別な配慮をしなければならん人ばかりではないということでもあります。

○議長（青砥日出夫君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第17号、南部町特別会計条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第18号、南部町自然休養村管理センター緑水園管理運営基金条例の一部改正について。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 1つだけ教えていただきたいと思います。新旧対照表を見まして、旧では緑水園の管理委託決算の剰余金の額として一般会計歳入歳出予算に計上して積み立てると、積み立てはね。今度は、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めるということは、もう最初から当初予算で緑水園には、例えば毎年100万円積み立てますというように変わるのかどうかだけ教えていただきたい。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。ここに一般会計歳入歳出予算に定める、計上しということありますが、今の利息等を考えておるところでございます。ことしは8,000円、25年度は8,000円の予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案の自然休養村管理センターの基金条例の一部を改正する条例なんですけども、いわゆる株式会社に地域振興会がなりましたよね、そのこととも関連してきている内容ではないかと思うんですよ、そうじゃないんですか。例えば今回のように、今までは緑水園管理条例、欠損を生じた場合の補てんなんだけれども、今度株式会社等になるに当たっては、そういうふうにならないのではないかというふうな会社法等の関係で出てきているのかということですね。もしそうであれば、例えば住民が一番自然休養村関係等で心配してるのは、例えば赤字になったときには、今後どんなふうな町が責任持つのかということもあるんですね。そういうふうな会社になった場合に、そのような出資金を出しているんだけれども、責任等についてはどのように及んでくるのかということの説明もあっていいのではないかと思うんですけども、その点についてどのような場所で説明してくださるのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。緑水園管理委託業務の欠損を生じた場合の補てんを削るということですが、現在は緑水園自体、法人自体が指定管理という形をとっております。以前は、委託業務という形で町との関係があったわけですが、現在指定管理という形をとりました関係で、このたびのこの条例の改正という運びにさせていただいたというのが、このたびの上程させていただいた案件ということでございます。以上でございます。（「町と関係なく」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（青砥日出夫君） よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第19号、南部町道路占用料徴収条例の一部改正について、質疑あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第20号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について。  
8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ちょっと2点ほどですが、新旧対照表を見まして若干詳しくなっ  
たんですけども、これについて僕聞いておったかもしれんけど、失念いたしまして、ちょっと教  
えてもらいたい。

これを変えないけんという理由だったということと、新の方で健康診断、1件につき診療報酬点  
数表の額、こんな点数表ってあったかなと思ったりして。

それと、下の別表第2で、健康診断書か、これは。診断書はえわな。その中で身体障がい者の  
診断書がぼんと上がったんですけども、これはなぜこのようになったのかの背景を教えていただ  
きたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 戸田幸治君。

○病院事務次長（戸田 幸治君） 病院の事務次長です。まず、診断料ですけれども、これにつ  
きましては会社に就職する際の健康診断ですね、こういったようなものの診断ですとか、あとは職  
場健診を受けた際に、加えてこういったような検診も受けたいと御本人さんの希望によって追加  
で検診する場合、こういったようなものがこちらの健康診断に当たります。

それから、身体障がい者の診断書の改正の背景ですけれども、こちらの条例等の見直しをず  
と行っておりませんで、以前からこちらの身体障がい者の診断書につきましては非常に複雑で、  
かなり詳細な情報を書き込まなければいけないといったようなところで、医師の要請もありまし  
てこのたび上げさせていただくもので、これにつきまして近隣の病院の料金の状況を、こちらを  
確認してこちらの金額にさせていただいておりますので、よろしくお願いします。（発言する者  
あり）

84%を削るというところですけども、こちらにつきましても近隣の病院の状況を確認しま  
したところ、84%にするといったようなところはありませんし、また、これにつきましても保  
険の点数に従いまして追加の検査についてはちょうどいしておりますので、通常の業務の範囲内  
で通常に検査を行うというところで、保険診療報酬の点数の額にさせていただくものです。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） わかりました。健康診断、恩給診断というのは確かにそういうと  
こでして、これはたしか医師会等からモデル的なものがありまして、あと例えば胸エックス撮り

なさいって言ったら胸エックスする分の診療報酬の点数をとると。検査項目で、血液検査で肝臓とか糖尿病の方も診断してくださいと、そうなればそんなのを全部点数によってつくんじゃないかと私は思っておりますが、それでよいかどうか確認していただきたいということ。

往診についても今度は詳しく書かれましたが、これは近隣と比べてちょっと安いかなと、もっと本当は取っておるところあるんですけど。それと、この身体障がい者の診断も今まで1,570円だったんだ。これ私も経験があるんですけど、普通、民間だったら5,000円以上取ります。これによって身体障がい者の1級、2級が決まりまして、それによって収入というか、障害者手帳とか入りますので、それ相応に、それでもまだ安にしておられるのかなと思いましたが、この往診料を区分けされた背景についてもちょっと教えていただきたい。

○議長（青砥日出夫君） 病院事務次長、戸田幸治君。

○病院事務次長（戸田 幸治君） 病院事務次長です。こちらの往診料ですけれども、そのほかの在宅患者訪問診療料ですとか、退院前訪問指導料につきましては、診療報酬の改定に伴いまして在宅関係の診療報酬が設けられて、こちらについても交通費については患家の負担といったような規定になっておりまして、細かい金額は定められておりませんで、それぞれの医療機関で定めることになっております。

それに対しまして以前からの規定ですと、自動車使用料といったようなところで大きなくりでしかありませんでしたので、今回、診療報酬の区分に合わせて区分分けをさせていただいて金額を定めさせていただいたものです。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 詳しいことは委員会でお聞きすることにしましても、条例改正が出てくるという以上はどのような内容の改正なのかということがわかりたいのでお聞きしますが、今、私、新旧対照表持っております。10ページです。診断料及び検案料で、健康診断の金額の方法が変わってきていますよね。書いてありますね。これによって健康診断料というのは上がるのですかということね。

それと、2点目も一緒です。恩給年金診断もそうです。

それから、先ほど細田議員が言っておられた自動車使用料の中身についても変わってきました。これ見る限りでは、いわゆる車の使用料というのは上がってくるんだらうなって見るわけなんですけども、相対的に全部これ上げてくるという内容なのかというのが1つですね。

それと、このように条例改正をすることによって、提案してくることによって、これに対するいわゆる収入増になるわけですよね、それを幾らと見込んでいるんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 病院事務次長、戸田幸治君。

○病院事務次長（戸田 幸治君） 今回の改定ですけれども、こちらの別表1のところの料金改定については長い間改定が行われておりませんで、こちらの自動車使用料につきまして在宅関係の事業がたくさんあるんですけれども、精神科の在宅の訪問ですとか、そういったようなものについて非常に料金が高いといったようなことがございまして、では、こういったようなものがあるのかといったような経過を確認しまして、今回この3区分について自動車使用料を定めさせていただいたところがございます。それに伴い、そのほかの診断料ですとか、あと、こちらの診断書料ですね、これについても近隣の病院の状況を確認しまして今回このように改正をさせていただくもので、全体的には料金の引き上げといったような形になります。総額につきましては、実績等を委員会の方で説明をさせていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確認したいのは、総額についていえば、実質使用料や診断書料については値上げになっているということですね、値上げだということなんですか。先ほどのよくわからないのは、非常に高いと、車代が高いと言われたというふうに言っているんですけども、普通、高いって言われたら低くしようかと考えるのが本当じゃないですか、その意味がちょっとわからない。

それともう一つは、先ほど言った在宅患者訪問診療とか、630円、840円って書いてありますよね。これは今までどうだったのかということもちょっと教えて。今までは全部、隣の2キロ以内は315円、これでやってたということについていえば、もしかしたら遠距離の方なんかは安くなる可能性もあるのかなと思うんですけども、それについては全体的に上がるということについていえば、予算計上をなさっているのであれば数字やなんか出ているのか、私はどれぐらいになるのかなって知りたいんですよ。出ませんか。

○議長（青砥日出夫君） 病院事務次長、戸田幸治君。

○病院事務次長（戸田 幸治君） 病院事務次長です。細かい数字は委員会の方で説明させていただきたいんですが、先ほども申し上げましたように、在宅関係の事業につきましては精神科の方の事業もありまして、こちらの方については車代をちょうどいしないということで今回定めさせていただいておりませんので、取りやめさせていただいている部分もございまして、今回の町内、町外といったようなものを設けさせていただいたところについては、ちょっと細かい区分がいろいろありまして、また委員会の方で説明をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「トータルで値上げだな」と呼ぶ者あり）トータルで値上げになります。はい。（「そ

の額はわからんか」と呼ぶ者あり) その額はちょっと……(「委員会でちゃんと説明してください」と呼ぶ者あり) はい。

○議長(青砥日出夫君) ここで、議案第21号から第24号まで、地方自治法第117条の規定により、景山議員が除斥の対象となりますので、景山議員の退場を求めます。

[6番 景山 浩君 退場]

○議長(青砥日出夫君) 議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について、質疑ありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 議案第22号。(「委員会で聞きます」と呼ぶ者あり)  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 23号。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 24号。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 地方自治法第117条の規定により除斥の対象となる議案が終わりましたので、景山議員の入場を許可します。

[6番 景山 浩君 入場]

○議長(青砥日出夫君) 議案第25号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(青砥日出夫君) 議案第26号、平成25年度南部町一般会計予算。

11番、秦伊知郎君。

○議員(11番 秦 伊知郎君) 予算書の47ページ、お願いいたします。この中に老人福祉施設管理事業、ゆうらくの件が出ております。これは昨日の全員協議会の方で説明を受けました。仮称、南部町老人福祉施設改修交付金を創設、ゆうらくの修繕のための交付金、交付上限額は5,700万円、交付対象は現施設の老朽改修及び設備修繕費とするとあります。ところが、他の議員から町の施設で交付金というのはできないという意見がありましたが、それについての見解を再度お願いいたします。と同時に、譲渡以後でないといけないとするならば、譲渡の期間をもう少し明確にお示ししていただきたいと思います。例えば春とか夏とか秋とか、具体的な点についてよろしくお願いいたします。

それと、設備修繕費に空調設備で7,000万円が説明を受けました。この7,000万円の

内訳は、伯耆の国の負担額が繰り上げ償還の不用額、これが2,200万円、新たな修繕負担額1,300万円、合計3,500万円が伯耆の国の負担、町の負担は同額の3,500万円で、7,000万円の原資をつくっておられます。交付金の上限額は5,700万円でありますので、町の負担3,500万円、あと2,200万円ほど残るわけではありますが、ゆうらくに対する修繕費は大規模改修の4,300万と、この空調の3,500万を合わせて約8,000万、それで終わりなのか。さらに上限額の2,000万円等について、再度、要求がゆうらくの方からされておられるのか。それについてはどうでしょうか。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 交付金について、まずお答えしてまいります。交付金については、譲渡前、譲渡後、どちらでも可能だと判断しております。

譲渡の時期については全員協議会の方でも御説明いたしましたけども、国への財産の処分の承認が必要となりますので、これが手続をして承認がおりるのが大前提となってきますので、それがおり次第、早い時期の定例議会で提案しようというふうには計画しております。

それと、3番目の御質問ですけども、ちょっとのみ込めなかったんですけども……（「約8,000万で終わりかということです。まだほかにある」と呼ぶ者あり）2月の臨時議会と今回の5,700万で一応終わりです。（発言する者あり）はい、そういうことです。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 2月議会で議決しました大規模改修、これは予算額で約5,300万円でした。実際の入札結果が4,300万円、約1,000万円、入札をしたら減額になったわけですね。それで、空調費7,000万円計上されています。多分、これが上限の価格だろうというふうに考えております。当然、入札をすれば請負差とかが出てくるわけであります。そうすれば町の負担、あるいはゆうらくもこの空調費に関して新たな修繕負担額として1,300万円を上げておられます。そちらの負担も少なくなるわけありますので、ぜひ慎重に見積書等を検討されて、できる限り少ない負担で事業が遂行できるようにしていただきたいなというふうに思います。ゆうらくが当時、修繕費として町に要求した金額は2億5,000万円というぐあいになっています。ある政党の広報誌にもそういう金額が出ておりました。2億5,000万円の要求が約8,000万円弱で済む、これは8,000万円が高いか安いかというのは置いておきまして、より町民に理解していただけるような金額をもってやはり譲渡するべきであろうというふうに考えますので、そこの辺の御努力について再度、課長の答弁、あるいは町長の答弁をよろしく願います。



○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） まず、この交付金の5,700万でございますけども、あくまでも5,700万というのは空調を中心にして考えた上限額でございます。空調設備を伯耆の国さんの方で修繕されて安くなっても、まだ残っていた壁等もございますので、そちらの方に使っていていいというふうにも判断しておりますので、5,700万円は多分全額使っていただけるのではないかと判断しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 私は、ちょっと3点ほどですが、中身については委員会で聞きますけども、町長の提案理由の説明の中で、これが当初予算に反映したかどうかというのをちょっと確認したいと思います。3ページの中で、町有林などを希望者に開放し、まきの供給基地や作業困難な方のためのNPO法人の立ち上げなど云々と書いてありますが、今、このNPO法人を立ち上げるような人が、また計画があるかどうか。

それと、9ページ、エコツーリズムのことですが、南部町でもこの機会に体験型観光、生活観光の取り組みを始めたいと。これはたしか予算に反映されたと思いますが、これについての具体的なことがわかれば教えていただきたい。

それと、11ページ、この中で、地域振興協議会が次のステージで法人化の検討を求めると、法人化の問題を含めて今後検討してまいります。どのような法人化でどのように稼働されるようなことが今出ているのか、その点についてお聞きいたします。とりあえず、以上です。

もう一つあった。戻りますが、5ページの右側の欄で、介護・医療連携で高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが重要な課題となってきました。このため、高齢者の居住の安心と安全を確保することを目的に高齢者向け住宅家賃補助の検討に入ります。これはまだ当初予算等に反映しておりませんが、これについての具体的な流れというか、方向性がわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。NPO法人の立ち上げという御質問でございます。先般、農林業振興大会を開催いたしました。その中で、まきストーブを語る会ということで3人の方に御登壇いただきまして、まきストーブの魅力を語っていただいたということがございました。その3人の方の一人に米子市にお住まいのまき割りの会を主催をされていらっしゃる方も加わっていただいて、まき割りの魅力とかそういったものもお話をさせていただきました。まきストーブの今助成制度を町は設けておるわけでございますけれども、その助成制度にさ

らに、まきの供給というまきストーブの課題といますか、そういったことをクリアしていきたいというふうに思って、町有林の開放、そういったことも視野に入れながら今現段階話を進めているところでございます。具体的にNPO法人の立ち上げという、そういうようなまだ具体なところまでは到達はしておりませんが、ぜひ町有林を開放してまきの供給に供したいと、そういうような思いでおります。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。私の方は、エコツーリズムの取り組みということで、体験型観光推進事業というものを予算化をさせていただいております。総務費の総務管理費でございますので、予算書の方でいきますと38ページでございます。目は22の雇用対策費の委託料で、南部町体験型観光推進事業（緊急雇用）というところの1,220万でございます。これにつきましては、観光の振興というものを目的としまして将来の観光振興の基盤推進体制をつくっていききたいという気持ちでございます。緊急雇用制度を活用いたしまして、体験型の観光を推進をする体制組織づくりのまずスタートとさせていただきたいというふうに思っております。24年の、今年度ですが、古事記の取り組みや神話のかかわりや、そしてなんぶ百選や、そういう観光にかかわりますルートや素材の掘り起こしやそういったもの、南部町の自然であり、歴史であり、文化であり、そういったものを基盤としながら平成25年にはエコツーリズムの国際大会も米子で開催されます。これに基盤づくりということを考えまして可能な組織化と、こういう観光振興を担っていただけるような組織化を図っていききたいということでございます。このようなことを考えまして、この事業を提案させていただいているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 企画政策課、地域振興専門員、長尾でございます。細田議員からのお尋ねでございました地域振興協議会の法人化についての御質問にお答えいたします。この件につきましては、一昨年あたりからでございますが幾つかの協議会から、国や全国的な財団からの補助などを受けようとする際に、法人格を持って社会的信用がないとなかなかそういう補助も受けにくいというような問題が指摘されておりました。そればかりではございませんで、法人としての形態をとることが活動上望ましいのではないかとということもございました。会長さん方とは、平成24年度になりましてからこのことをずっと相談してまいりまして、具体的に今、今後、仮に法人化をするのでありましたら、例えばですが、NPOですとか、それから一般社団法人というようなものが想定されるというようなことをお話ししております。法人の形態として

どのようなものを選んでいくかということですが、今後、さらにその特質を見きわめる必要があると考えております。このため、事務局としても既に法人格を有しておられますさまざまな団体がありますので、それらについてよく勉強をいたしましたり、また協議会の会長さん方もぜひ勉強会を持ちたいということもおっしゃっていただいています、具体的にはこの後、先ほど申しました法人の特質の見きわめというようなことを経まして、いかようにするかという結論を出すということでございます。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。最後に御質問なさいました高齢者向けの家賃補助について、まだ確定したものではありませんけれども、現状を御説明いたします。まず、現状の医療を受けて在宅にお帰りになったときに、なかなかその在宅での療養ができないという事案もたくさんございます。元気なだけけれども、やはり少し身体に思わしくないところがあって在宅ではちょっと辛いよねという方が、現在、介護療養病床というものがなかなか使えないということもありまして、昔で言えば高専賃と言われましたが、高齢者専用住宅、現在で言えばサービスつき高齢者住宅等の利用というものが非常に多くなってきました。幸い、南部町内で西伯病院の医療を中核としてそういうものをつくってみたいんだがという、青写真の段階ですけどもお声がかかっています、もしそれが実現した場合に問題となりますのは入居費でございます、やはり米子市内でも非常に値段が高いということがネックになっております。こういう点を一部補助ができるようなことができないかという、まだ検討状態、それから、このサ高住につきましても青写真の段階で今後もう少しこの状況が明確になりましたら、また議会を通じて皆さんに御相談したいというぐあいに思っています。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 一応、これは町長の25年度付議案に係る提案説明で、要はことしの25年度1年間で検討する、入りますというのが文言、例えば振興区のNPO法人等ですね。新しいステージに確かになりますね。やりやすいことになるですけど、今度町との関連性とかいろいろ問題ありますけど、今後これ1年をかけて、町長が提案されました提案説明で、所信表明みたいなものでしょ、今は予算化していませんけど。これがほごにならないようにされるのは、ここに書いてあるとおりでありますね、その確認です。

それともう一つは、今、副町長が言われました、これについて確かに西伯病院の、今、療養型の行き場の困っている方も御存じです。けども、病院は医療は、これは西伯病院の患者さん、町内の方ばかりではありませんね。近隣の伯耆町、または安来市、旧伯太町、また米子市からで

もたくさん入っておられます。こういう施策をすれば、もちろん一般財源つぎ込みますので、今度は町民の方のみこれが適用されまして、ほんなら同じ隣のベッドに入っておられた同じ状態の方、例えば米子市の方はまともなほんなら、これちょっとえらいねということになります、そのように解釈せないけんですわね。医療は、これは関係ない、医療保険で自分が払いますけども、こういう施策は町民の方にサービスが行われるという感じでとらえますけども、その点は今後1年かけて検討されますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長です。まさにそういうことなんですけれども、先ほども申しましたとおりまだ検討の段階でして、ぜひその在宅をどのような形で支援し、医療を近いところでサポートしていくのかということが課題でございますので、在宅支援の一部としてそういうことも必要なのではないかとという視点で町長が申したと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 当初予算の1点目、まず人件費です。

特にお聞きいたしますのは、いわゆる非正規職員の問題です。この予算書を見る限り、議会費から教育費に至るまで、いわゆる非常勤の賃金、共済費等が上げられています。これを今そちらの方で資料を持っていますでしょうか。いわゆる非正規、非常勤職員が何名、総額幾らか。私の計算した段階では、地域振興協議会に出ている分を外しまして、隣保館等の生活相談員も含めまして約1億5,000万円近くの非正規雇用の人件費が上がっているというふうに見ていますが、そちらの方では一体この金額が幾らで、できたら区分していただきたいと思うんですけど、出ているでしょうか。それは、詳しいことができなければ委員会で聞くのですが、町長、私が計算しただけでも非正規職員の人件費は、賃金は1億5,000万円近くに上がります。これがもし正規職員、今、平均幾らでしょうか、低いと500万だとしても30人の方が採用できるという数字のようなことになっていますよね。今、120人が町職員としています。合併当時が職員が多かったのもということで、職員を減らすことをやってきました。今、今回は国も国家公務員等の給与を引き下げて、言ってみれば公務員の給与が高い、公務員が多過ぎる、このような批判もあるのですが、今、新採を前回控えて、地方公務員や公務員の仕事の重要性ということも再認識されてきていると思うんです。加えて言うならば、住民のそこに住む安全と福祉を守る立場の公務員の仕事というのは、非常に今後も重要視されてくるのではないかと、思うんです。そういう意味でいえば、地域での雇用ですね、活性化の点からいっても地方公務員を確保して育てていく

ということは、喫緊の課題ではないかというふうに思うわけなんです。そういう点から見たら、このような非正規職員を多く抱えて運営することについての問題点、どういうふうに考えているかという点を1つお伺いしたい。

人件費の2つ目は、採用です。今回は一体何名採用されようとしているのか、来年度に向けてですね、退職、採用の人数を明らかにしていただきたい。採用についていえば、職種等について分けがあるのであれば教えていただきたい。

人件費等の3つ目、町長は提案理由の説明の中で一番最初に被災地に人的支援を送りたいと、このことについてはどこにも出てきていないのですが、どのような人をどこに送るのか、これについて説明がないのでしていただきたい。というのが総じて人件費の問題です。

2つ目、ゆうらくの問題。先ほど秦議員が質問した47ページの5,700万円の問題ですが、課長にお聞きすることは委員会で答えていただきますから、町長、お願いいたします。先ほど担当課が交付金が譲渡前も譲渡後もできると言ったんですが、今の段階はゆうらくというのは指定管理を出している施設で、町の施設であります。この間の補正予算の臨時議会の討論で賛成討論なさる方が、町の施設というのは町が負担して当然ではないかと、全くそのとおりです。今の条例と……。

○議長（青砥日出夫君） 質疑を端的に行ってもらわんと何が本質なのかわかりませんので、執行部は答えられませんよ、それでは。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。聞いておりますのは、5,700万円の交付金が譲渡前も譲渡後も同じように出せると言っている根拠です。譲渡前に出せる根拠とは何か。今の町の施設であり、指定管理をしている段階ではその条例がある以上出せないんじゃないですか。少なくともそういうことを言いながら、順序を逆にしたようなやり方での説明しないこの予算のあり方ってあり得ないと思うのがどうかという点を町長にお聞きしたい。

加えてもう1点、先ほど課長が今後このような交付金を出すことはないとおっしゃられた。交付金を出すかどうかというのは、この役場では担当課長が決めるんですか。即刻是正して、そういうことについての判断はだれがなさるのかということをお知らせしていただきたい。

3点目……。

○議長（青砥日出夫君） 3点、もっとがいに聞いちょう。

○議員（13番 真壁 容子君） まとめて言えと言っているからこうなるんです。

○議長（青砥日出夫君） いや、3点でいいの、それ。

○議員（13番 真壁 容子君） 我慢して聞いてください。3点に分けたら何回もさせてくれます

か。

○議長（青砥日出夫君） 3点じゃないでしょ、だから。

○議員（13番 真壁 容子君） 笑わないで、議長。

○議長（青砥日出夫君） 3点じゃないでしょ、だから。

○議員（13番 真壁 容子君） 怒ることないでしょ。

○議長（青砥日出夫君） 1つがいっぱいあったでしょ、1点目が。

○議員（13番 真壁 容子君） 次にです。38ページ、緊急雇用の問題です。認知症対策580万、観光推進事業1,220万が上がっています。これは緊急対策で緊急雇用対策として上がっていると思うのですが、説明書を見ると、例えば体験型観光推進事業、緊急雇用で1,220万の雇用対策として雇用費に使うのは約半分です。緊急雇用対策というのは、こういうお金の使い方ができるのかというのが1つの問題点と、これをですね、中身の認知症対策事業というのはどこかに委託するのでしょうか。観光推進事業の1,220万っていえば、非常に大きな金額ですよ。この点についての説明書があるんですが、いわゆる610万で2名を採用すると言っています。どのような方を採用なさるのか、これについても説明をいただきたい。例えば緊急雇用というのは、近くにおいて経済効果が最優先されると思うんですよ。そういう意味でいえば、このような使い方が町内で雇用と同時に活性化につながっていくのかという点についても御説明いただきたい。

それから、次ですね、どこに出ましたか、出ました、いわゆる地域振興協議会の法人化の問題です。これは町長は所信表明のところで述べていらっしゃいましたが、地域振興協議会を法人化するといいますけれども、地域振興協議会というのは、振興区を設置する条例に基づいております、いわゆる振興区を統括するためにある振興協議会だというふうに町では位置づけております。地域を統括するようところが法人としてなり得るのは地縁法人しかないのではないのでしょうか。先ほど課長がおっしゃいましたが、地域振興協議会を法人化することになればNPO等でなければできなくなるし、さっきの財団法人等ですね。できなくなるということは、地域振興区設置条例に定めた区を統括する振興協議会としてはあり得ないのではないかと。そのことを私から見れば、法的解釈求めてあり得ないようなことを町長は所信で述べられているんですけども、私のこの見解に対してどのようにお考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 企画政策課、地域振興専門員、長尾でございます。町長にお答えをという……（「課長だったら委員会で答えられます。何のためにこの時間使ってやってる

んですか」と呼ぶ者あり) リクエストですが、あえて私が発言を求めましたのは、先ほど細田議員さんから御質問がありまして、当方が答弁いたしましたことについての補足でございますので、御了承ください。

具体的に先ほど細田議員さんの御質問に対してお答えしましたことは、法人になるかどうかの検討を行うという趣旨でございまして、具体的にその特質を見きわめるということを申し上げましたけども、やっぱり法人になった方がいいとか、または、いや今のままでいいとかということを検討するという趣旨でございますので、もう何が何でも法人を目指してということではございませんので、そこは御理解くださいませ。

それから、法人になりますと真壁議員がおっしゃいましたようにNPOでしたらNPOの法律、一般社団でしたらそちらの法律に当然団体は支配されますので、現在の先ほどおっしゃいました町の条例というようなことでの縛りはきかなくなるということは、担当者としては十分認識しておるところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。予算書で言いますと、38ページの緊急雇用の体験型観光推進事業の件でございます。これについてはどのようになるのかということでございます。今、予定をしておりますのは、委託をさせていただくというように考えております。この緊急雇用の事業では、特例事業といたしまして失業者に対する短期の雇用、就業機会の創出及び人材育成のために民間企業やシルバー人材センター、特定非営利活動促進法など、その他の法人または法人以外の団体等に対する委託により行うということでございます。その中で観光事業、観光振興というようなことを目的として、今、申請をしているところでございます。これは10分の10の事業でございますが、観光振興、体験型の観光推進事業ということで、先ほども申しましたように神話、あるいは古代史、そういったようなもの、それ以外の南部町の特性をさらに磨きをかけてグレードアップしながら、今後の観光振興に結びつけたいという意味で、町内のそういう観光に関係します組織、団体のところの方に受けていただければなというふうに考えておるところでございます。町内のそういった実績のございます観光の関係する団体でございます。これにつきましては、まだ事業実施ということになりませんので、認められますれば、まず募集をしながら対応していきたいというふうに考えておるところですが、将来的にエコツーリズムの国際大会などを契機に25年度はそういったものもございまして、観光振興の推進体制の母体というようなものになっていただきたいというような思いも込めまして、定住人口の減少に歯どめをかけながら定住促進、定住対策というような地域の活性化やにぎわいにつなげて

いきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。非常勤職員の関係等についてお答えいたします。先ほど真壁議員さんの方が非常勤の関係で1億5,000万程度と話をされたと思いますが、予算書の97ページごらんいただけますでしょうか。そこに特別職というのがございまして、その他の特別職507人、報酬として1億1,493万2,000円とあるわけですが、この中に含まれますのが先ほど申されました非常勤職員、それから各種審議会の委員、あるいは選挙のときの立会人とか、児童館の関係もございまして。それから、統計関係の調査員というのも含まれてきます。先ほど申されました非常勤職員と臨時職員のという話になりますと、ちょっと集計できないかもしれませんが、非常勤の中ではこういう金額であると。あと、これに臨時職員の方が入ってきます。臨時職員、ちょっと今ここで集計をとっておりませんのでお答えできませんが、これが数千万あったというような記憶をしております。そういう面につきまして、必要であれば次の委員会のときにその分だけ、こういう項目でということをお教えいただければ集計しておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、採用の関係で何人採用かということでございますが、新規職員につきましては3名の採用の予定でございます。あと、再任用とか、任期つきという格好でお願いしたいと考えておられて、予算書のここにありますが、99ページに内訳がありますけれども、この採用のところ8人としておりますが、これがその合計でございます。退職の方は9人と書いておりますが、退職につきましては定年を迎えた退職が2人、あとは定年前でやめる者、それから派遣の関係で割愛で一応うちが退職という扱いになる者もここに含めておりますので、お願いいたします。人数的には8人と9人でもって1人差があるんじゃないかということで、先ほど121人という数字は変わらないということをおっしゃるわけですが、これは水道事業会計から1人来ますので、一般会計として見る者が9人、9人ということで、121と人数は前年と変わらないということをお理解いただきたいと思っております。

被災地の人的支援の関係でございますけれども、これにつきましては定年を迎える者を再任用職員ということで雇用いたしまして、その方に行ってもらえるような予定をしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。緊急雇用とゆうらくの関係についてお答えしてまいります。

緊急雇用ですけれども、だれに出すのかということですが、これは伯耆の国を予定してお



ります。伯耆の国の方に認知症予防対策ということで2名の職員を採用いただいて、今やっておりますサポーター養成の講座とか、出前講座の拡充を図っていきたいというふうに考えております。

もう一つ、ゆうらくの問題ですけれども、5,700万円の交付金はどういう根拠に基づいてということですが、一応、規則等を制定して前か後か出せるようにつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 臨時職員の資料については、非常勤職員、臨時職員、その他は、仮に町が採用していなくても町費が出ている人件費、地域振興協議会等ですね、これは把握しておく必要があると思うんです。お願いいたします。それを明らかにしていただきたい。

それで、お答えになられていないのは、町長に、臨職が雇用多い中で正規の職員をふやしていったらどうかという私の質問に答えていただいておりますので、その点をお述べになってください。

それから、採用問題。3名で、全部で8名採用というのは、5名が再任用になるということですか。そうですか、今の聞いたらそうなりますね。採用が8で退職が9ということになったら、この表の見方がよくわからなかったんですよ。新規採用が3名で、再任用が5名ということですか。であれば、この再任用というのはそれぞれが今まで働いてきた場所を生かして活用なさると思うので、これはお述べにされるとお思いますので、どういうところが再任用として適格だということになさるのかということをお答えいただきたいというふうに思います。

それから、3つ目の緊急雇用の件について言いましたら、観光推進事業で町で観光事業をやっているところとか、実績があるところというのはびんどこないんですね。それで、もう一つは、詳しい中身は後で聞くにしたって、雇用対策がなぜ観光になるかというのよくわからないんですよ。南部町で、例えば緊急雇用等について言えば、農業の問題とかいろいろあると思うんですけども、そういうところに行かないでこれだけの金額が何で観光に行くのかと、それだけの南部町にとって効果があることが今内容があるのかという点ですね。

それから、委託で1,220万って大きいですよ。民間に持っていくのかどこか知りませんが、町から1,220万が来るわけですね。説明資料を見たら半分は人件費で、半分は事業費になっているんですよ。このような使い方できるのかということも聞いていますがお答えになっていないので、よろしく願いいたします。それで、少なくとも1,220万、580万については伯耆の国に行くということが説明資料等にも書いてあったんですね。1,220万つ

いたら、公募をするといってもこれ限度がありますよね、観光事業で。その点どう考えているのかという点をお伺いしたい。

それから、交付金について先ほど担当課長から、交付金じゃなかった、法人化の問題ですね。もし法人になるとしたらNPO等だって言ったんですよ。町長が、地域振興協議会が法人化等を考えているということは、前提として地域振興区設置条例というのはそういう意味では、これは見直しの可能性があるというふうに言っているというふうに解釈していいのかという問題ですね。おっしゃるように、今の段階で地域振興協議会を、地域振興区を統括している振興協議会というのは法人化あり得ない、あり得ないわけですよ。そこに住む人たちを統括するって言っているところですから、そういうところ法人するよなものがあるのかという点ですね。言うなれば、担当課長のおっしゃるNPO等を立ち上げなければ、法人としては成り立たないということになってくるわけなんです。その認識が町長にあるのかということですよ。法人化を模索していくというのは、振興区設置条例というのを見直すのかということをお伺いしますので、よろしく。

ゆーらくの問題について言えば、私はやっぱり町長がお答えにならないといけないと思うんですよ。まず問題の一つは、当初予算に出してくる前に話すべきことがあったのではないかと。補正予算等でも譲渡に当たっては2億円のお金が要る等々言っていました。以前の一般質問等を聞いていましたら10億円近くのお金が要るとも言ってきたんですよ。その中で、伯耆の国はどのような話し合いをして、今回、町長が当日お述べになられたように、先に譲渡してしまって後から交付した方がいいと、こういうことをお述べになったわけですね。これも初めて議員から聞かれて答えるという始末なんですよ。まず、私はこのような提案の仕方を厳しく反省なさって、本来、町の建物を譲渡しようと思ったら議決しないとけないわけですよ。簡単には、町長の一存では町の財産を他に持っていくことはできません。そういうことを考えたら非常に慎重さに欠けることと、町長としての町の財産を守っていくという点から見たら、コンプライアンスで法的には問題があると言わざるを得ないと思うんですよ。（発言する者あり）あなたが議長に言うことじゃないと思いますよ。（「質疑だで」と呼ぶ者あり）そういうことをやじと言うんですよ。町長がやじを飛ばすんですか。

○議長（青砥日出夫君） 議案について質疑してください。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は……。

○議長（青砥日出夫君） 議案について質疑してください。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長の指摘も受けたいと思いますが、議長、町長がきちんとこの

件について答弁なさるように……。

○議長（青砥日出夫君） 余分なことは言わんでいい。

○議員（13番 真壁 容子君） あなたが言わなければならないと思いますよ。

○議長（青砥日出夫君） 余分なことは言わんでもいい。

○議員（13番 真壁 容子君） 今の撤回してくださるかしら。（発言する者あり）町長の答弁を求めたいと思います。その点について明確にお答えください。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほどの採用の関係でございます。3人新規ということで、残り5人が再任用という話で言われたと思いますが、ちょっと私、説明が不足しておったんですが、3人新規というのはことし採用する、採用試験をもって採用する者が3人でございます。それから、今度8人のうちに昨年の当初予算後に実は採用となった者がございまして、これは学校の関係で動いたものですが、そこが入っておりませんでしたのでそれが1名おります。それから、あと再任用は定年を迎えてその方を雇用するものでございまして、これは2名でございます。それから、任期つきですが、これにつきましても2名ということでございまして合計8名でございます。再任用につきましても、一般的には現在働いていた職場を基準に考えてそこで働いてもらうという形になるわけですが、必ずしもそこじゃなくちゃいけないということはないものでございまして、1人は今考えておりますのは、給食職場で働いた方が定年になりますので、その方を1名お願いしたいと考えておるところでございます。あと1名は先ほど申しましたように、南三陸の方に派遣という形をお願いしたいと考えておるところでございます、再任用者を。これは国の方でもそういう方を有効に利用して派遣していただきたいということがございますので、それにのっとりましてするものでございます。

それから、正規職員で雇うべきということがございましたが、当然、正職員であればいいわけですが、これは前から町長の方も申し上げておりますように、類似団体での比較ということもございまして。大体100人に1人の見当ということで一般的になっておるわけですが、町の方の今基準の人数がそれに近づいてはおりますが、まだイコールでないと思っております。ただ、これは業務の見直しをしながら、やはりそこが本来町の職員がきちんとやるべきもの、全部やるべきものなわけですが、そこはどうしても正職でなきゃいけないところ、あるいは業務を考えながら今の非常勤とか臨時さんでもお願いできる部分もあろうかとは思っております。あるいは業務の外部での委託ということも他の市町村ではやっているところもございまして、そういう業務を見ながらしていきたいと考えております。ただ、当然、この非常勤、臨時

につきましては、最小限にとどめるべきだということは考えておりますので、そういう努力をしながら今後も続けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。緊急雇用の観光推進事業でございます。効果があるかということですが、先ほども申しましたように最終的には定住につなげたいと。観光につきましては、今までも努力をしてきたわけですが、なかなか一体的に南部町の観光振興というものが、一体的に広がりが高まっておらないということも事実でございます。古事記や神話や、そういったものの高まりがありますので、そういうものを契機にしながら体験型というエコツーリズム、グリーンツーリズム、そういったよそからおいでになっていただくというような基盤づくりをしたいということでございまして、この事業を通じましてそういうかわり合いのきっかけにしたいというつもりでございます。効果があるというふうに考えておりますし、1,200万のうちの半分が人件費ということでございます。これにつきましてもこのたびの緊急雇用の特例の事業に該当するということでございますので、このものを使いながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

町内の関係機関はあるのかということでございます。それらにつきまして、例えばまだ直接いちち当たってはございませんが、緑水園というのがございます。それから、花回廊というのがございます。野の花さんもあると思います。振興協議会というものもございましょうし、里の手さんというようなところもあると思います。これは逐一すべてに当たっているということではございませんが、いわゆる観光というんでしょうか、他に対して声かけて、観光振興というようなことにかかわっていらっしゃるような、そういうような団体や組織の皆さんにまず声をかけさせていただいて、そこで2名分の人件費というものも含めた委託でございますので、そこで充実させていただいて、町と一緒に、こういったもののかかわり合いを持って観光振興に資したいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。私からは地域振興協議会と、それから職員数の考え方、この議会の中でも何回か議論されたことも承知しております。その上で、ちょっと考え方を御披露したいと思います。

地域振興協議会ですけれども、多様な地域ニーズをどういふぐあいにくみ取って地域の問題を解決していくのかという手法の中で振興協議会をつくり、6年たったわけでありまして。町長が一番最初に申しましたように、いろいろな問題もありながらも一定の成果を上げてこられた6年間

だなかったのかと思います。（発言する者あり）ただ、議員、お聞きください。ただ……（発言する者あり）ただ、その中で次のステージに向かうためには一定法人化のような、そういう法的な裏づけも必要じゃないかと、こういう御意見を言われる振興協議会も出てきたわけです。これは当初の中ではまず想定できなかつたし、考えられなかつたことです。これはやっておられる地域の皆様の方から声が上がっていることです。これを真摯に受けとめて、行政の中でもその課題としてどういう問題があって、それをかなえるためにはどうしたらいいのか、もし今後、その課題解決に向けて条例の変更が必要であれば、それは前向きに考えていかなくちゃいけない、このように思っているところでございます。まだ今後検討を、どこにあるのか、課題はどこにあるのかをお互いに検討しながらいい方向を探っていきたいと思っております。

それから、同じように職員の問題もこの地域振興協議会と合うところがあります。それは、職員というのは何に対して必要なのかといえば、地域住民の皆さんのニーズにこたえて地域住民の福祉を向上するために存在しますので、必ずや人数というものは、どういう問題を解決するのが一番大事なところだと思います。決して非常勤職員だとか、非正規雇用というのが正しい姿ではないというのは、これはだれもわかっているところでございます。ただ、行政の中では10年を超えますと合併の特例債の中でも一本算定になってまいります。交付税の一本算定というののもう間近に迫っています。こういうものを対処しながら、かつ地域の少子高齢化の人口減少、多様な課題解決、こういうものをどうやって具体的にやっていくのかということになりますと、やはり財政面でいえば、人数は一定程度の人数を削減していかなくちゃいけないだろうと、これは一つの課題だと思います。これも町長が前から申してますように、全国から見れば100人に1人というのが、これは一つの基準ではないかというぐあいに私も思っております。そうしますと、そういう数字の中からすれば、今の数字からもう一段次のステージに向けて、では、今後サービスをどういうぐあいに展開していくのかということが課題になってくると思います。職員力の力をつけることや、それから、課題が現在地域の中にどんな課題があって、それをどのように職員が政策に結びつけていくのか、こういうことが大きな問題になってこようと思います。ぜひそういう面に力を入れながら、住民の皆さんのサービスが低下しないように、または喜んでいただけるような地域をつくれるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ほか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 2点ですけれども、お尋ねいたします。

1点目は歳入の町税ですが、わずかながら3%程度でしたか、税込増を見込んでおられますが、

これは地方交付税の増額による経済効果を見込んだものと考えておられるのでしょうか。それで、法人と一般とを見ますと、個人の方がより税収の増加を多く見込んでおられますね、法人はわずか。私は、今の経済状況の中で税収増が見込める状況なのかという厳しい判断をしておりますが、その点、認識を伺います。

それから、2つ目ですが、水道事業の統合事業で、水道料金の25年、西伯の一本化をやると。あわせて、25年度中に公共料金審議会を開催するという予定がこの事業説明資料に書かれておりますが、公共料金審議会の条例につきましては、これまでも何回も私は改善すべきということでごしております。

○議長（青砥日出夫君） 植田さん、修正してすっと言ってください。

○議員（5番 植田 均君） 一般の公募の委員を入れるという改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。歳入の町税のことに御質問をいただきましたが、町民税の個人、法人、いずれも前年度に対しまして増という見込みを立てているのはどうということかという御質問でございましたが、まず個人の町民税でございますが、この算出の根拠でございますが、平成24年度10月時点の金額をもとに伸び率、これを1%減といたしております。それから、あと徴収率の方を24年度当初では96%を計算しておりましたが、このたびは徴収率97で計算をさせていただいております。その根拠といたしまして、平成23年度の最終的な徴収率が98.6%でございました。それから、あと平成23年度と24年度課税標準額、いわゆる個人の住民税の課税標準額というものが3億3,000万円程度アップしております。そのために、結局、平成24年の10月の調定額を根拠に計算しますと、状況的にそんなに景気はよくなっていないのになということがありましても、実際には計算上900万の増ということになったわけでございます。

それから、法人の方は東日本の震災の復興、徐々に地方の方にも影響があって少しずつ上向きになっていくのではないかということで、こちらの方は100万程度、24年度の調定額に大体7割ぐらいを掛けたもので数字を積算しております。その結果、116万4,000円の増ということでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 休憩いたします。3時まで休憩します。

午後2時49分休憩

午後 3 時 0 1 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。料金審議会の委員を公募でという植田議員の質問、意見がありましたけど、料金審議会は諮問が終わったら一応解散するという事になっていて、次の料金審議会ということになってますけど、現在、25年の最後の、とりあえず料金変えるという2段階目の料金審議会、一度24年の12月ですかいね、1回変えて、今度は25年に変えるときにその最終の答申が出てませんので、とりあえず4月、早いうちにもう一度料金審議会をしまして、それから、一般公募でやっていくのかというのをまた検討してみたいと思いますので、それではよろしくお願いいたします。

それともう一つ……（「自信持って言え、もっと」と呼ぶ者あり）西伯地区の水道料金の一本化につきましても、これも25年度にはこの料金審議会の答申を得て行いたいと思いますので、そのときにはよろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 公共料金審議会は、町の条例を変えないと委員の構成が決まりませんので、私は強く一般公募、今どこでも当たり前になっていますよね。そういう当たりの委員会の構成を求めておきたいと思います。

続きまして、最初の質問の続きですが、町税の個人の課税標準額3億3,000万という課税ベースが広がったということですが、この要因としては新築建物とかそういうことなんでしょうか。それとも、所得でしょうか……（発言する者あり）固定資産は別ですので、これは所得ですよ。所得がふえたということで課税ベースが広がったという認識でよろしいのかということを再度お願いします。

それから、別の質問ですけれども、事業説明書の387ページの……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、総括的な質問でお願いをしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議員（5番 植田 均君） もちろん、心得ております。簡潔にやっておりますので。（発言する者あり）いやいや、このデジタル化改修事業は4億円を、かなり大規模な改修ですけれども、これを事業債で、起債で事業を行うというような格好になるとは思いますが、この事業を交付税として算定しているのかということを説明していただきたいと思います。

それから、先ほどの真壁議員の質問の続きをやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長は、ゆうらくに対する交付金を譲渡する以前でも後でも交付できるという判断をしているというふうに答弁しておられますが、これは町長から直接答弁を求めたいと思います。

それから、もう1点は352ページの企画政策課の観光振興で、吉本との連携事業でユウトさんを24年、いろいろ活動されたと思いますが、その成果と、今年度これを引き続き吉本興業と連携するという効果についてどのように、説明を求めたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 先ほども大分答えられたと思いますが、また同じ答弁になると思いますよ。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。健康福祉課長ができると言っておりますので、私はそうだろうと、このように思っております。

それから、先ほどの真壁議員さんの御質疑の中で、最初は10億円、それが2億円になってというお話があったわけですけど、背景をよく考えてみてください。10億円というのは、いわゆる耐用年数がいっぱい、最後までにはそれぐらいはかかるのではないかとという大ざっぱな見込み、根拠のないものでお話をしたと思います。それから、2億円のものについては、このたびきちんと積算をしてその程度はかかるのではないかと、今きれいに全部直してもとどおりにすればそれぐらいはかかるのではないかと、これは根拠のある積算した数字でございます。それで、伯耆の国の方と交渉して一応ぎりぎりだったわけですけど、協議がまとまったのがいわゆる2月に補正予算をお願いをいたしまして、これは入札しましたので4,368万5,000円というものと、それから、あとのものについては空調で3,500万円、町の方は応援していこうという話がまとまったということでありまして、したがって、大きく変わってきたわけですが、それは町の努力も買っていただきたいと思いますが、伯耆の国の方も譲歩をして、トータルで今のところ7,868万5,000円というもので、譲渡にかかる大家としての責任は果たせるのではないかと、こういう話でございますのでよろしくお願いします。

それから、もう一つ、これも副町長が答えましたのであえて言うことはないと思いますが、ちょっと誤解があればいけないので申し添えておきたいと思いますが、振興協の関係なんですけれども、NPO法人がどんどんできて町の方で期待しているような仕事をきちんと対応してただけということになれば、これは振興協の条例を廃止すればいいのではないかと、このように思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。防災無線のデジタル化改修に係る起債



の関係ですけれども、100%充当で70%の交付税措置がある起債の方を借りる予定にしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。南部町PR大使の件でございます。その24年度の効果はどうかということでございますが、評価といたしまして、吉本興業と連携をしたということで町内はもちろんですが、町外や、そして県内、あるいは全国にもそういう注目を集めて情報を発信することができたというふうに思っています。ユウトさんでいきますと、全国発信のブログで日々南部町の情報を、こんなことがありましたよというようなことを自身のブログで日々更新をして伝えてもらっていたということも承知しております。町内ではさくらまつりや成人式や、学校の方にも出かけてそういう町内の皆さんとの交流というんでしょうか、情報を伝えてもらいましたし、先ほど言いましたように全国ではそのようなことで発信をもらったというふうに考えております。結果的に笑いというものを通じて昨年の6月につきましては、南部町の吉本公演を行っていただいたというようなことも一つの大きな成果だろうというふうに思っております。こういうことをきっかけにしておりますので、25年度についても、ユウトさんは卒業されたわけですけれども、次の方、ほのまるさんというペアの漫才師の方で、1人は米子の出身でお二人とも米子に住んでおられますが、そういったような方にPR大使にお願いしようというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 一番最初に御質問いただきました課税標準額3億3,000万伸びている原因は何かということでございますが、16歳未満の年少扶養控除という制度がなくなったこと、これが一番の原因かなというふうに分析しております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） ほか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員会でも当然聞きますけれども、真壁議員もそうだったんですが、委員会では町長、副町長が出られませんので、承知すれば出られるかもしれませんが今までも出ておられませんので、町長にお聞きしたいんです。私が数字を申し上げますけれども、数字についてどうなのかということは聞きません。考え方をお聞きしますので、町長、よろしく願います。

実は、私、思うんですけれども、町民生活というのはやはり公平にいくこと、そして、町民が一番喜ぶ施策をとるべきだというぐあいと思うんですよ。そこで聞くんですけれども、この予算を見

ますと、まず空き家住宅で一括借り上げて10年間宅建の業者に委託するんだということで、予算としては630万上がっております。ところが、私、非常にいろんな町内の方から住宅を、町営の住宅ですね、住みかがないかという相談を受けるんですけども、担当に伺いますとあいているところはあるんだけども、修繕をしなければ公募がなかなかかけられないというのが、これが実情で声を聞いたわけです。そこで、今度は予算で見ますと、町営住宅の修繕費が工事請負費として179万6,000円上がっているんですよ。もちろん、空き家の借り上げについておかしいというべきではないかもしれませんが、しかし、今あるこの住宅を改修して、町民の人が住みかに困っておられる方、苦慮されている方に手だてをすべきだないかと思うんです。それで、私が思うのは、町営住宅は幾ら修繕かかるかわかりませんが、かけた分が全部それで終わるもんじゃないです。当然、金額の大小はあろうが住宅使用料として入るわけなんですから、お金がね、そういうことから考えれば、やはり町営住宅の改修ということは積極的にやっぱりやるべきだと思うんですが、どうなんでしょうかということが1つ。

それから、2つ目なんですけども、コミュニティバス、いわゆるふれあいバスですね。これが走っておりまして、乗客についてはなかなか思うように上がらない姿を私見ます。一概に、おまえほんなら何ぼだって言われりゃどうかもわかりませんが、バスを外から見ますと結構空席があるなというぐあいに思うんです。それはそれでいいんですが、実は、そのバスが走らないところ、いわゆる中山間の方ですね、東長田、あるいは旧上長田、そこなんかは外れて過疎地が、やっぱり生活が不便だからということで過疎が進む要因にも一つはなっているんじゃないかと思うんです。今、取り組んでおられるのが南さいはくの定時定路型運行というんですか、これが31万7,000円の予算が上がっておりますね。やはり私はこういうところにも財政的な投入というんですか、支援をして、ここら辺に住んでおられる、いわゆるふれあいバスが通らないところにもお金をかけてあげる、このことが、町民の目線で町政を執行する、運営するということが私は重要ではないかと思うんです。いわゆるお金の使い方ですね、その点について町長、どうでしょうかということをお聞きします。2点です。

それから、もう1点なんですけど、先ほど真壁議員、それから植田議員もあつたんですけども、秦議員もありましたね、いわゆる交付金、ゆうらくの修繕ですが、交付金でね、私は、町の財産はやはり町がゆうらくの方へ交付出すんだなくて、町の財産は町が責任を持って見るということ、このことをやるべきだと思うんですけども、どうもそこら辺がわからない。町が責任を持ってやらなくてもいいんだという考え方に立っておられるでしょうか。そのことについて聞きます。以上、3点、よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。住宅の修繕について御質問をいただきましたので、回答したいというふうに思います。数字は委員会の方で言えばいいことなんですけども、住宅修繕費が大体800万円程度の予算規模で来年度は考えておりました、修繕料というものだけでなくって住宅の予算自体を、大体、家賃収入に相当したような格好で持っていけないといけないんじゃないかというふうな考えが一番ベースでございます。大体、収入として650万程度を見ておりますので、そういう中で修繕費とか、もちろんちょっと大型のフェンス等も直すようにしておりますので、そういうのから営繕費、電気代等もでございます。という格好で行いますので、なかなかどんどん修繕をしてということにはなりませんので、とはいってもなるべく修繕をかけて空き家の方に入っていただくように準備はしたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。ふれあいバスの件で御質問をいただきました。現在、ふれあいバスが走っていないところが南さいはくの地域でございます。そこにつきましては御存じのように共助交通で、1週間に1度でございますけども集落からバス停までというようなところで、主体的に取り組んでいただいているところでございます。もっと支援をとということでございます。確かにこの路線バスが今現在は南さいはくは走っておるところでございます。日ノ丸バスが走っております。この日ノ丸バスが圧迫をして日ノ丸バスが撤退というようなことになれば、これまた一大事だというふうに思いますので、路線バスをまず大事にしながら、そして、そうは言ってもこういう中山間地域でございますので、総合的なふれあいバスや路線バスを全体を含めたバスの公共政策、公共交通のあり方というようなものも検討していくべきだというふうに考えております。公共交通検討会議や公共交通会議ですか、そういったものを通じながら、早急に体制整備等を図っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。ゆうらくの交付金についてですけども、亀尾議員がおっしゃる町の財政は町の責任でというところで、いま一つ僕の判断ではなく、一応、全国でどういふふうにかういった事態でやっているのかなというふうになんてちょっと調べてみましたところ、ある市の方で、町の財産を集落に譲渡をする、その市はたくさん集会所を持っておられたようで、その集会所を地域の方に喜んで使ってもらうのがまず1つのメリットと、あと

は数多くある集会所を行政でするよりは、効率的に喜んでいただくふうにするには交付金化がいいというふうに判断をして交付金を創設したというようなことがありましたので、南部町といたしましても、譲渡前でも譲渡後でもどちらでもいいような交付金のつくり方はできますよというふうに御説明いたしました。ただ、伯耆の国の方としては譲渡後の方がいいというふうには言っておられます。というところで、説明の中では譲渡後の方を主に考えておりますけども、一応、交付金という中では譲渡前でも譲渡後でもできますよというふうな御説明というふうに御理解ください。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） まず、町営住宅の関係ですけれども、これは課長も言ったとおりでありまして、近年非常に大きな改修をいたしております。特に下水ですね、下水改修などを通じて環境整備も図っておるということでもあります。これは家賃収入がありますから、きちんとそういうものを使って改修をしていけばいいという、言ったとおりでございます。

ふれあいバスについてもそのとおりであります。非常に喜んで御利用をいただいております。ことですが、結局、西伯タクシーがなくなるように、あんまりどんどん支えますと肝心な上長田線が廃止になるというような心配もあるわけです。上長田の住民の皆さんはそのことを心配しておられます。そこの辺で両方成り立つ一番いいやり方はないかということでバス停までというような、本当は病院なら病院までぼんちへ行けばいいわけですけれども、バス停までというようなことにも一応納得して利用いただいております。ということでございますので、そういう事情も御賢察をいただきたいというように思います。町民目線ということをおっしゃいましたけれども、町民目線でやれば、多分、役場までとか、病院までとか、米子までとか、それが一番いいのでしょうかけれども、片方で大きなものを失う可能性があるということでございます。

ゆうらくの交付金については、今、課長が言ったとおりでありまして、私もそのように思います。考えてみれば、責任を果たすので金を出すわけです。無責任じゃないわけですね。責任を果たすので、大家としてきちんとして整備をしてお渡しをするということを言っているわけです。よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町営住宅のことで聞くんですが、先ほど課長答弁で800万円ぐらいで今年度の予定だというようなことをおっしゃったと思うんですが、実は、これで全部が使用可能になるのでしょうかということですね。それが1つと、再度聞くの。それと、課長も言われましたし、町長も家賃収入の中で修繕ということを言われたんですが、全額家賃収入で賄うとい

う考えではないかもしれませんが、私は、1つは、町営住宅というのは、収入がたくさんある方は自分で独自で家を建てられて出られると思うんですけど、そうはできない方、そういう方に対する一つの手だて、大きく言えば、福祉の一環だというぐあいに私は思うんです。そういう立場からいえば、修繕費の何十%は家賃収入で賄うというんじゃないで、まず入っていただけるような状況に直して、そこを一番基本にするんだという考えになってほしいなというぐあいに思うんです。これは一般質問でまた議論になるかもしれませんが、とりあえずこれで800万ですか、つき込まれて、これで空き家のところが何十%ぐらい埋まるかということをお答え願えますか。

それから、先ほど課長答弁であったんですけど、いわゆるふれあいバスのこのコミュニティの分なんですけども、いわゆる私も頻度については聞いてなかったんですけど、週一とたしか言われたと思うんですよ。やはり私は、7日間に1度でなくもっと頻度を上げる、毎日とは言いませんが、頻度を上げるようなことも考えるべきでないかというぐあいに思います。ぜひそういうぐあいにやってほしいと思います。

それから、ゆうらくのことについては幾らやっても平行線ですので、また委員会の中でもと思えますけども、1つ言うのは、先ほど課長は譲渡前、譲渡後とも言われたんですけども、私は譲渡する前にきちんとしてほしいということが最初の答弁だなかったかと思えます。そうすれば、譲渡前にやるということで私がとらえれば、これは町が責任を持ってやるべきだということをあえて主張しておきます。以上です。答弁をお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。町営住宅がことし800万の予算をかければ、すべての今、空き家になっているところの修繕ができて入居ができるようになるかという御質問でしたけども、修繕の程度もございましてすべてができるとはなかなか言えないんですけども、全体のうちのなるべく多い戸数を入居できる形に持っていきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。南さいはくの共助交通の頻度ということでございますが、実際、南さいはくの方で運行されておりますが、いわゆる利用者の方からもう何便かふやしてほしいというようなところの声がまだ多くはない、ほとんどないということです。それはある程度固定をされて、週1回であるなら買い物に出たり、それから、病院の送迎に利用されるというようなところの方が固定をされているということで、ありがたがっていらっしゃるんですけども、一方では申しわけないなというようなところも、どうもあるようござい

ます。それはやっぱり地域の支え合いというようなことであるかもしれませんが、頻度として現状の声を無視してもっとふやすというようなことでは今はないようなことを聞いております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第27号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） あのですね、先ほどの課長の説明では11%の伸びで、結果として国民健康保険税が3,587万の増だというふうに言ってますよね。問題は、例えばこれがほぼ算定額が税の額と決まってからで5月ぐらいですね、が決まってくるんじゃないかというんですけど、こちら側がちょっと危惧しておりますのは、こういうふうに予算計上されてきたら、要は結局、税のところが上がっているわけですよね。それで、このままそうですかということになっちゃったら、これは税上がりかねんかなって思うんですけども、この考え方、こういうふうに組んだんだけど、町長、見ておられますか、9ページ、3,587万、今のところは上げざるを得ないというふうになってるわけです。税の税収を見込むという結果として予算になってるわけですよ。これをこのまま行っちゃったら、ここに合わせるような税率になってくるわけですよね。（発言する者あり）考え方とすればですね。とすれば、私たちは今の大変なときに国保税上げられたら困るよということも言っているわけなので、町長、この数字を見てどう工夫したらいいと思いますか。課長には委員会で聞くから、町長、どうしたらいいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。25年度の予算は、24年度の実績を見まして組んでおります。実際に国保税の率を決めるときは5月ぐらいになるんですけども、そのときには24年所得も決まってくるし、国とか県とかの交付金の金額もほぼ決まってくる。医療費も大体決まってくるので、必ずしもこの数字になるということにはならないと思います。以上です。（笑声）

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この数字にならない方が私はありがたいんですけども、所得がふえるという見込みもない中で、一番言いたいのは、こういうことになったらほかのところからお金持ってくるしかないかなと思うんだけど、基金も3,000何万って言ってましたよね。そういう意味では、この25年度の国保税を決めるときに大変だろうなという気持ちがあるわけな

んですよ。それで、課長にはちゃんと委員会でお聞きしますから、町長、どう考えますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。これは24年度の料率や実績や、そういうものを見込んで当初予算は組んでおります。具体的には、所得が確定した5月に運営協議会を開催して、また6月の議会で25年度の本当のものが出てくるということでございますので、その仕組みは御了解をいただきたいというように思います。（発言する者あり）

提案理由説明でも申し上げましたけれども基金が3,000万残っておりますので、この様子でいけばきっとその基金を全額取り崩して充当しなければいけないのではないかなという、何となく見込みを持っております。それから、医療費の状況によっては税率の改定ということもお願いしなければいけないかもわかりません。

そういうさまざまな努力といたしまししょうか、工夫といたしまししょうか、そういうことをして6月の補正予算にはきちんとしたものを提案できるように努めてまいりたいというように思っておりますので、その節にはまたよろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） いいですか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 済みません。この国保会計の問題は、私たちも議会でいろいろ視察研修などをして先進地を見てきて、健康診断の重要性というのは共通認識になっているんですけども、これを強力に進める体制を、やっぱり施策が求められていると思うんですけども、具体的にその点どのように進めるのか。これは国保の会計と健康福祉課と、何かごっちゃになってまして非常に……（発言する者あり）言いにくいんですけど……（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 全く同感でございます。やっぱり健診をして予防に力を入れていくというのが筋合いであると、それから、実際にその方が効果がある、本人もいいということでございまして、さまざまな健診事業なども取り組んでおります。国保会計だけでそういうことはできませんので、一般会計の中でそのような対応も図ってきているわけでありまして。

これは蛇足になるかもわかりませんが、アミノインデックスなんかもう4人もはつきり初期がんの方がわかったということなんですけど、これはもろにそのまま末期がんまでずっと行きますと、これは大変な医療費になると思います。わずか4人かと思われるかもわかりませんが、この数字は大きい、それから、苦しみも非常に大きいものが取り除かれたというように思うわけですので、全く御指摘のとおりでございます。頑張っていきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 次、議案第28号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第29号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 介護サービス事業会計特別予算では、いわゆるゆうらくから入ってきた寄附金を返すというものです。私は、今、この6ページのところを見ながら質疑をしております。この中に当該年度末現在高見込み額が2億7,062万、先ほど最初のときでしたね、いつだったっけ、全協だったっけ、あったんですけども、去年のいつでしたっけ、議員の説明会がありました。そのときに住民の方が議員に聞いたときに、この起債の償還額って一体終わっているんかって言ったら、議会で執行部が説明した段階では、もうこれは24年度中に終わるんだというふうに説明したということで、議員もそういうふうに答えているわけですね。それで、何回も私たち、住民の方からあのゆうらくの起債償還というのは終わっているのかということ聞かれるわけなんですけども、改めて25年度の予算が出てきた段階で2億7,062万の残額があるということが数字として出ているわけです。これも初日にも意見を出したんですけども、この中で説明書には4億9,160万を借りてきたんだというふうにして書いてあるわけですね。それで、これを町長がおっしゃるように、一遍に返せないから上と下が一緒がいいのでというんですけども、ここで問題があるのは、1つは、ゆうらくに土地を売った売却のお金をこの中に入れたという問題が1つなんです。これは当然あり得ることだとおっしゃるんですけども、どこが矛盾しているかとおっしゃいますと、町長等が住民に説明しているのは、建設費等については町のお金を入れていないというのがゆうらくに無償譲渡するときの大きな理由の一つになっているわけですよ。であるならば、土地代金というのはあの時点では全く一般財源から出しているわけであって、土地代金こそは仮に売ったとしてもそのお金はこの中に入れるということになれば、町からのお金を入れて建設費に充当しているということになるわけですね。その辺の理解どうでしょうか。（発言する者あり）金額出していません、予算でやるから。それについては、町長が一つも建設費には町費を充てていないというんですけども、1億7,000万この中に入れるということは、一般財源入れたってことになりませんかということについてはどうなのかということです。そうですね。

それから、あとの寄附が来た1億幾らありますよね、それについては今基金に積み立てているということで、これを償還するときにお金を使うのだというふうにおっしゃるのですが、そのことについてもちょっと不思議なのは、基金に積んでおかないでこんなようにここにはありま



したよね、なぜこの中にこの、もし本当に返すおつもりであれば、この特別会計の中になぜ入れないのかという疑問なんです。この2つお答えください。町長ですよ。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） まず、土地代金を会計に入れたというところで、町の一般財源を使っていないというところに矛盾しているんじゃないかということでございますけども、これは以前にこの議会でも御質問を受けたときに説明しましたけども、22億ほどの建設資金の中にこの土地代金も入っております。そのときに、基金の方から取り崩して財源としておりましたけども、県からいただいた交付金を基金の方にそっくり返しておりますので、土地代金も含めて建設資金には町の一般財源を使っていないというふうにお答えしてまいりました。ですから、このたび土地が売れたときに一般会計で普通財産ということで受けて、地方債の繰り上げ償還が予定はしてはいたんですけども、財務事務所の方で土地と建物が一緒に譲渡した後にしてくれというふうなことだったもので、このたび24年度から繰り上げ償還をせずに繰り越してこのようになっております。

2つ目の質問の、なぜ基金に積み立てたのかというところは、一般会計で寄附金として受けて、返すとき、建物の譲渡をするときに繰り入れるように計画しておりましたので、まだ修繕の話がまとまらなかったというところで、一たんは基金の方に積み立てをさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これは譲渡にかかわることなので、再度お聞きするんですけども、るる最初のでき上がりのところどうのこうの言いましたが、私が話を絞っておりますのは、今回無償譲渡として浮上しておりますゆうらくという建物についてのことを言っているのです。この建設費用のことに言っているわけなんですね。明らかに22億の中に土地代金も入っているとおっしゃいますけれども、あなた方が説明してこられたのは、建設費用の中には町のお金は1円も使っていないって言ってきたんですよ、あなた方。そうですね、町長。使っていないって言うているんです。土地は売れたのは補助の対象になってなかったから町のお金で買ったから売れたんだよって、こういって先に売っちゃったわけじゃないですか、でしょ。だから、そういうことでいえば、町長が、私は無償譲渡したらいいと思っていないんですけども、1円もお金使っていないよというのであれば、今回の売った土地代金をここのお金の中に入れていくというのは、一般財源つぎ込むということになるのではないですかと言っているんです。一般財源とほかのお金で分けて言えば、町のお金1円も使っていないという町長の意味は、お金を返しているの



共産党がビラをやたらと出しておられますけれども、そこに誤りだなんて書いておられますけれども、私の方こそ聞いてみたいわけですよ。そういうことではございませんので、これは皆さんが大体わかっておられると思いますのであえてそれ以上は申し上げませんが、そういうスキームを考えて町がどんどん施設建設に財源を投入したということはないという、結果論として言っているわけです。

そもそも、何でそういうことを言わないけんかったということを振り返って考えてみますと、その当時、あなた方が随分御反対なさいまして、県立施設の移管ということについて県がもっともっと面倒見るべきだとかいろいろおっしゃいました。その中に、当時は50人程度しか、半分程度しか町民の方が利用なさっておられなかったと思います。町外の人もたくさんおられた。そういうところへ使えるかという理屈もあったと思います。使えるかというのは、町の税金を使って何でそんなことをせないけんかだという理屈もおっしゃったと思います。そういうことから、町の税金を使わずに県立施設を移管を受けて、そして、運営をしていくスキームを考えたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、今回のグループホームを建設するということがあります。これも南部箕蚊屋広域連合の地域支援事業であります。したがって、これは町内の方だけが利用する施設ではないわけですね。どうせまた町がそういう施設建設ということ言えば、いわゆる町外の方の利用についての税の投入というようなことについてきっと問題になるだろうなという考えもございまして、伯耆の国の方で建設をしていただいたと。これは1億9,000万ほどかかっておりますけれども、これ町でやれば大変でしたね。町は財政厳しいわけですから、伯耆の国がやっていただいて私は喜んでおります。そういう貢献もあるわけです。

そういうことで、最初のことはちょっと忘れてしまいましたけれども、町の税金は結果として使っていない。それから、今回のもので税を投入するというのは、これは修繕の話でありまして、当初の建設という話とは分けて考えていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） さっき真壁議員の質問で、6ページの当該年度末現在高見込み額というのが企業債の未償還高ですねということです。これをどのように償還される予定ですか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。譲渡が成立したら繰り上げ償還をする予定にしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） その原資はどこから出ますか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 先ほど真壁議員とのお話の中にもありましたけれども、1億8,000万、今、基金の方に積んでおりますので、それを原資に繰り上げ償還をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 議案第30号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これは、従来から不思議に思ってることの1つなんです。基本的な考え方として、予算を見ればこれまでの滞納金額等もわかるような書き方がいいのではないかなというのが私の意見なんです。それで、今回例えば4ページの歳入のところ、諸収入で住宅新築資金貸付金の元利収入の、いわゆる滞納繰り越し分というのがありますよね。今回、現年度では72万6,000円ですね、それと、宅地の方では33万1,000円としか出ていないわけですよ。この計上の仕方だとこれまでの予算の中での、いわゆる滞納分ですね、滞納総額が見えてこないと思うんですよ。それで、見えてくる方法、いつもどう聞くかという滞納額幾らかって聞くんですけども、本来、予算であればそれを計上する方法がいいのではないかなと思うんですが、ちょっとお答えくださいね、私の意見が無理だったら。本来は、滞納繰り越し分のところに全部上げる方法が一番妥当ではないかという意見が1つなんです。ところが、そうしたら滞納額多いとき莫大なお金になって予算が立てれないということになってきますよね、だと思っんですよ。だとすれば、少なくともこの元利、滞納繰り越し分についていえば、前年度は滞納の分の収納率が何%だったと、それで、現時点では滞納額これだけあるんだけれども、当年度の見込みはこれぐらいだと、何%掛けてみましたという分が資料として出ないかということなんです、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。この予算につきましては、これは徴収見込みの方で計上してございます。それで、詳細な額等ということでございますけれども、予算決算常任委員会の中でもそういう資料を求められますと、これは提出をする準備はしてございます。それとあわせて、特にこの滞納の金額につきましては、これも9月決算議会の中で資料の提出は毎年行って詳細に御報告申し上げているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が言ってるのは、そういうこと承知の上で言ってるんですよ。委員会でも求めたら出るのが当たり前、決算で出るのが当たり前なんですよ。言っているのは、予算というのは予算書に明確に記入される必要があるのではないかという点で言っているわけなんですよ。

2つ目には、公開されている本会議等の場所で全容が見えるために双方が努力する必要がある、これは執行部も議会もですね。なぜならば、住民のための税金をどうするかということをお話してらんだから、そういう点で何が出来るかということをお本会議で言っているんですよ。当然、委員会では聞きます。それで、今回そういう書き方はどうかと、これは町長にお聞きしたいんですね。滞納額を委員会等で話が出るというんですけども、本来であれば決算等にも、これ予算ですが決算したら何千万というのが出てくるわけですね。そういうことを考えたら、予算等の中でも計上が可能になるような書き方をする必要があるのではないかという点です。これはどこの町村でも問題になっているんですよ、よその町でもね。少なくとも見込み額というけど、この72万6,000円と33万、約100万ですけども、滞納額総額見て余りにもこの金額の差があり過ぎるわけですから、少なくとも予算の説明のところに滞納繰り越し分については当年度の徴収が目標何%かということを出してくるということを書いたらいいのではないかとことを言ってるんです。そういうことを提案してそれができないというのであれば、できないということでないね、それをしてくださいということと、今回の予算計上される現時点での滞納額は幾らなのか聞きます。

○議長（青砥日出夫君） 質疑だなしに要望ですか。

○議員（13番 真壁 容子君） 要望じゃない、聞いているの。滞納額幾らかって聞いているの。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。滞納額は今調べておりますが、今おっしゃった意味は、私も頭では理解できました。ただ、滞納ばかりではなくて、そうしますと滞納でない額というものもございます。順調にずっと返済しておられて残が何ぼだというような、そういうものもすべてここに計上せないけんということになってくるわけです。それで、私も予算をつくってきた経験がありますけれども、そういうものは見たことがありません。滞納額を何ぼ何ぼ書いてというようなことは学んでおりませんでした。聞かれば答えるわけですから、あえてそういうことをここにわざわざ掲載する必要もないのではないかと考えておりますけれども。

○議長（青砥日出夫君） 中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。25年度の滞納額はあくまでも見込みでござ

ございますけれども、住宅新築資金につきましては6,555万5,110円。それと、改修資金でございますけれども、改修資金が298万821円。それと、宅地取得資金でございますけれども、これが2,052万4,109円でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 議案第31号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第32号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第33号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第34号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第35号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第36号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず1点目、7ページです。起債が5億6,070万って書いてありますよね。（「5億670万」と呼ぶ者あり）5億670万ですね。これ償還金額の総額というのは幾ら予定されているんですか。この金額じゃないですよ、利息が来ますが。これ利息も含めてですか、じゃないですね。そういう書き方してないと思うんですよ。それで、例えば5億670万を借った場合、どれだけお金を返さないといけないのかが1つ。

それと、あと2つありました。中電の申請が行って条件等が来ると思うというんですけども、例えばどこの町でしたっけ、お隣は民有地を借りてソーラーをするのに、民有地の土地の借り上げ料を町が負担しようかっていうような話が出てきているということで、住民から声が上がっているというのがありました。基本的には、民間を相手にするときにはそういう負担を行政に課すことも多くあるのかなってという点で、一つは要注意しないといけないなっていう点も正直感じたところなんです。それで、中電との申請がありますが、条件等というんですけども、私の危惧しているところは、条件が合えばいいですよっていうけども、条件等でさまざまな町への負担等というのは考えられるのではないかと思います、その点について心配ないかということですね。それはどうでしょうかということと、42円については期限延長されるのではないかといいましたが、3月以降も申請した場合でも42円の期限延長だということは、これは間違いないという

ことなんですかということをお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 休憩しますか。（「休憩」と呼ぶ者あり）休憩します。

午後 4 時 0 4 分休憩

---

午後 4 時 0 6 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。電気事業債でございますけど、利息も合わせまして今予定をいたしておりますのが、償還利息も含めてですが4億3,900万でございます。（「5億借りて4億でえだか」と呼ぶ者あり）ちょっと済みません、もう一度休憩を。

○議長（青砥日出夫君） 休憩します。

午後 4 時 0 7 分休憩

---

午後 4 時 0 8 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。申しわけありません。起債の関係のものは委員会の方でよろしく願いいたします。

中電への申請の条件ということの町の負担はということでございますが、これは直営でございますので、でということはありませんね、電線の容量が足りればいいですけど、接続する部分で、もしその容量が今あるものに比べてオーバーをして容量が足りないということになりますと、可能などところまでの配線、そのポイントまで、そこまでつなげるようなところまで行くとすれば、新たな施設の負担はこのぐらいになりますよというようなものを中国電力が回答のときにあわせて示すということになっておるようでございますので、そのときになってみないと、そのものの今のポイントで、その今申請をしていますところのポイントでつながればいいですけど、少なればどこでつながることができるかというようなところも電力会社は調べまして、そのつなげるポイントまでの施設費がこのぐらいかかりますがどうでしょうかというような条件というんでしょうか、そういったものも回答にあわせて出てくると。それに伴いまして、日南町だと大山町はかなり膨大な施設負担がかかりますので、民間企業でございますからそれはもうできんと

ということで断念をしたということでございます。

それと、配線のこともございますが、配線も配送電線の線のぐあいもありますけど、それが集まって今度は変電所が受け皿となります。その変電所も溝口の方にもございますし、この近くでいきますと吉谷の変電所がございます。その変電所の受ける量、受け皿の量というものも電気の総量として守っていかなければならないという許容範囲があるようでございます。電気は一方的にたくさん供給されるとバランスも崩しますし、またどんと少なくなるとまたバランスも崩しますし、なかなか専門的でわかりかねますが、電力会社としては安定的な供給をせないけんというようなことから総体的にいろいろ考えて、配線のぐあいや変電所のぐあいやというものも探りながら、一番可能接続ポイントの近いところとするならばどのくらいの負担が伴いますよということも含めて、回答の際に条件というんでしょうか、そういったものもつけてくるようでございます。

それから……（「優先のこと、優先、先申し込んだ。全部言っとかな」「42円」と呼ぶ者あり）42円でございますけども、これは今申し込みが殺到しておるようでして、24年度中に中国電力が認めれば42円という権利ができるわけですが、それは3カ月、系統連系の申し込みをしてから3カ月は必要だということを前々から電力会社がおっしゃっておりまして、その3カ月にもう既に間に合わないほど殺到しておるようです。最近参ったのが、連系の申し込みをしてあれば42円という権利については3月31日以降でも救済するというようなところがあります。ただ、我が町はもう既に12月に申し込みをしておりますので、おっつけ3月の中ごろぐらいに回答が参るといふふうに考えておりますので、順調というんでしょうか、予定どおり進んでおることでございます。

それから、今の電力会社が言うには、申請をしても早い者勝ちというんでしょうか、いろんなところが申請をしておられるようですけども、早い順番から認めるということをおっしゃっております。系統連系の申し込みをしておりますので、その回答が来たときの条件で、もし条件があればですが、その条件を承諾をして折り返し本申請をすれば、本当にそれはもう確定でございますが、遅くなればなるほどほかの方の申し込みがあっただらば順次後回しになって、また費用負担がかかってしまうということの懸念がございます。今、この関係でこのあたりでどういった企業の方や、個人の方があると思っておりますが、大規模な太陽光発電の予定がありますかということをお中国電力に聞いても教えてごしませんでしたんですけども、今の手続とすると3月の中ごろぐらいにそういう中国電力からの回答が参るといふふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 議案第37号。



13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回は、朝金、落合の送水計画が25年度分先取りした分も含めて工事が行われるということです。ここに水道統合事業基本計画概要書というのをいただいております。そこの一番最終のページに3つなっております、1つ目が更新計画、料金統合計画って書いてあるんですね。そこに25年度には西伯上水と西伯簡水の料金体系を統合すると、こういうふうに書いてあるわけなんです。先ほどの話では、公共料金審議会をつくって審議をしていくことになるというふうにお答えになっていたんですけども、私の質問は、ここに書かれている水道統合事業基本計画概要書に書かれている基本計画というのは生きていて、今回25年度に見直そうとするのは西伯上水と西伯簡水の料金体系の統合と書いてあるが、そのとおりなのか。それを答申を求めていくような公共料金審議会にするのかというのが1つ。

それと、往々にしてこれは公共料金審議会を軽視するものでも何でもありませんが、往々にして今までの経過を議会等でもお聞きしていく限りは、どうしても審議会には町の提案がベースになっていることが、これは仕方がないですね、事務方ですからね。そういう点でいえば、町の基本的な考え方が審議会の中に影響してくることは否めない事実だと思うんです。そういうことになれば、町長はこの西伯上水と西伯簡水の料金体系を統合する中身についてどのようにお考えしているかということ、これは町長にお聞きしないとわからないんですけども、どうでしょうか。この計画に基づいて今回する予定なのか、中身についてどう考えているかということです。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） なかなか御期待できる答弁にならないと思うんですけど、一応25年にこのように書かれて西伯の上水と簡水を合併するというので、審議会はまだ動いていますので、前から、それでこのたびいきたいと思います。ただ、28年度以降、統合事業は完成してからの目標という、料金自体が大体決まってないと、大体決まってませんので、それも25年度に考えながら、それは西伯の上水、簡水をあわせていくというふうな目標を決めてから、決めれるか決めれないかはそれはわかりませんが、その辺からやっていきたいと思うので、答弁になってないかもしれませんが。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。課長の悩みは私の悩みでもございます。25年度の統合、簡水と上水の料金を合わせるというのは、これはもう決定事項でございます。ですから、そのことを公共料金審議会で審議するというわけではないわけです。もうこれは決まっておりますので、決まったように進めていくというぐあいに私は理解しております。

今後のまず事業がありますよね、事業と、それから、その事業費を反映した料金ということになってくるわけですし、それを一応会見側と西伯側と現在差があるわけですから、これを合わせていかないけんということで、そういうところについて公共料金審議会の御意見を伺いながら慎重にやっっていこうというように考えております。今、成案を持っているわけではないわけです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一番心配なのは、私の勉強不足でしょうか、平成25年度に西伯上水と西伯簡水が統合することはもう決定事項だということなんですか。だとすれば、その中身聞きますが、中身も決まっているんですか、どのように。決定事項ということは統合するということを決定しているのか、もう金額等について決定しているのか……（「金額は決まってないでしょ」と呼ぶ者あり）金額も決まっているのって町長は言っておられるけれども、それだったら出てこんといけないでしょう。それは議会では決めてませんよね、今まだ。（「決まってないだない」と呼ぶ者あり）決まっていないでしょう、その辺がよくわからんのですよ。今回、これはいただいたのは何年につくったんだろう。25年度に上水と簡水の料金体系を統合すると、そこまでは決まっているということだけでしょう。だから、今回の公共料金審議会は、これも含めてどんな統合方法あるかっていうことも話し合うということなんですよ、違うんですか。もし町長、町長、あなたが決まっているというのであれば、どんなふうに統合するんですか。西伯上水に簡水あわせる。ということは、もうちょっと平たく言えば、簡水は下げるということですね。（発言する者あり）これは決定ですね。いいことは決定したらいいですよ。反対言われたら困るから、そうですね。（「それしかない」と呼ぶ者あり）それしかないですね、考え方……（発言する者あり）いや、いいですよ。いや、その確認です。26年度以降のこと置いておきましょう。25年度の料金体系はなかなかメール送ってくれた方もいらっしました。西伯簡水と上水は、上水に合わせるといって決定している。（「上水」と呼ぶ者あり）ほら、上水に簡水を合わせるといことは、簡水を引き下げるといことですよ、これ住民の希望です。（「そういうことだ」と呼ぶ者あり）これ決定ですね、確認。（「議決してないで、そのことは」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。上水と簡水を統合するのは決定しております。ただ、金額については上水に近づける方向でございますけど、上水の金額だというのはまだ決まっておりません。（発言する者あり）審議会を開かなければならないものでして……（発言する者あり）いえいえ、審議会はまだ決まってませんので、審議会に諮問する必要がありますの

で。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） そういうことで、町長があんまりしゃべらん方がいいわけでございます。

そういう方針は前の審議会のときに確認をしていただいております。具体的な数字については、まだだということでございますけれども、基本的には簡水を引き下げるという考え方であります。

○議長（青砥日出夫君） 議案第38号。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 病院は、細かいことは委員会で聞きたいと思うんですが、町長が所信表明の中でアミノインデックスの件について触れているんですよ。それで、私は、このアミノインデックスの効果等についてもお聞きしたいところなんですけども、このアミノインデックスに取り組むことによって西伯病院の経営にどのように貢献しているのかということについて、この病院会計から見ようと思ってもなかなか勉強不足でわからないのです。それで、これについてちょっと説明してください。できたら数字を上げて説明してくださるのが一番ありがたいです。

○議長（青砥日出夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。アミノインデックスの病院経営に対する経済的効果といいますか、さほど多くございません。これは町民の方は1,000円と、外部の方は1万8,900円いただいているわけでございますけども、ほとんど収益にはつながりません。収益につながるのはCランクに判定された方が西伯病院においでいただければ、精密検査等を受けていただければ、その件数の伸びによって収益が上がるということでございます。昨年の方は、移動車でやった分と病院の方へ来ていただいた2とおりがございまして、今、健康福祉課の方を通じた方々の追跡ができないので、25年度からは院長が全部病院でやるんだということを言っておられまして大変になるわけでございますけども、やっぱり町民の方に一番安心・安全を提供できるそれを続けていくということでございます。

それと、今、医師不足とか看護師不足等々いろいろございますけども、マスコミ等に取り上げられまして、それから、院長も出かけていかれることが多いわけで、そうして西伯病院が南部町にあると、そういう効果が非常に大きいというふうに思っております。そうしますと、看護師等の採用につきましても西伯病院に行きたいという方もどっとはまいりませんが、欠員がない程度にはいい方が補充できると、そういうこともございます。

そうしてまた、今後でございますけども、ドクターの確保につきましても西伯病院で行ってみたいという若い先生方を確保したいということもございまして、以前に町長も申されましたけど

も、大学の地域医療学講座との連携も深めて、実習病院としての今後の役割が西伯病院の持続可能だという方向につながるというふうに考えております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 詳細は委員会で求めたいと思いますが、管理者、このアミノインデックスについては確かに住民のがん予防等に貢献しているという事実はよくわかるんですよ。ただ、私の1つの疑問は、そんなにいい制度がどうしてほかの病院でたくさんなされていないんだろうという疑問もあります。それで、そういう意味でいえば、私たちは議会ですから病院経営どうかという点で、これを取り組むことによって病院への経済効果はどうかという点をもう少し数字で示していただかなければなるほどということにならないものですから、委員会でその点お聞きしますので準備しておいてください。よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第39号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） お諮りします。上程されました議案についての議案説明は終わりましたが、質疑を保留のまま、会議規則第49条の規定により、8日の会議に議事を継続したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、上程されました議案は、8日の会議に議事を継続いたします。

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

また、明日7日は定刻より、一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。以上。

午後4時28分散会

---